

令和7年8月

大気・水質等 常時監視結果 (令和6年度)

兵庫県環境部

環境基本法第 16 条に基づき「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、大気・水質・騒音等についての環境基準が定められています。

県及び国・市は、県内の環境の状況を把握するとともに、この環境基準の達成状況を確認するため、大気汚染防止法等関係法令に基づき、大気、水質、騒音等の常時監視を実施しています。

本書は、令和 6 年度における大気常時監視測定結果及び水質常時監視測定結果並びに自動車・航空機騒音等の測定結果等を取りまとめたものです。

なお、データは資料編に添付しますので、本編とあわせてご活用ください。

○令和 6 年度の測定地点数

- (1) 大気 一般環境大気測定局 56 局 自動車排出ガス測定局 30 局
有害大気汚染物質 4 地点
- (2) 自動車騒音 25 地点
- (3) 航空機騒音 16 局
- (4) 新幹線鉄道騒音 7 地点
- (5) 公共用水域 河川 39 水域、海域 26 水域、湖沼 1 水域
- (6) 地下水 概況調査 89 地点
継続監視調査（汚染地区調査）75 地区
- (7) ダイオキシン類 大気 1 地点、水質及び底質 4 地点

(本編)

< 目 次 >

第 1 大気汚染の状況

1 一般環境

(1) 二酸化硫黄	1
(2) 二酸化窒素	1
(3) 浮遊粒子状物質	1
(4) 微小粒子状物質	1

2 自動車排出ガス

(1) 二酸化窒素	2
(2) 浮遊粒子状物質	2
(3) 一酸化炭素	2
(4) 微小粒子状物質	2
(5) 自動車 NO _x ・PM 法対策地域の状況	3

3 光化学オキシダント 4

4 有害大気汚染物質 4

5 アスベスト 5

6 酸性雨 5

7 微小粒子状物質成分分析 5

第 2 騒音・振動の状況

1 自動車騒音 6

2 航空機騒音 6

3 新幹線鉄道騒音、振動 7

第 3 水質汚濁の状況

1 公共用水域 7

2 地下水 9

第 4 ダイオキシン類に関する環境の状況

1 大気 10

2 水質及び底質 10

第1 大気汚染の状況

1 一般環境（表1）

(1) 二酸化硫黄

一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）34局で測定を行い、昭和54年度以降、全局で環境基準を達成している。

また、年平均値の全局平均値は、0.001ppmであり、近年低濃度で推移している。（図1-1）

(2) 二酸化窒素

一般局49局で測定を行い、平成11年度以降、全局で環境基準を達成している。

また、年平均値の全局平均値は、0.008ppmであり、平成8年度以降、減少傾向にある。（図1-1）

(3) 浮遊粒子状物質（SPM）

一般局52局で測定を行い、平成26年度以降、全局で環境基準の長期的評価を達成している。

ただし、令和6年度については、短期的評価は19局で環境基準非達成となっており、原因は4月18日前後に飛来した黄砂の影響と考えられる。

また、年平均値の全局平均値は、0.013mg/m³であり、減少傾向にある。（図1-1）

(4) 微小粒子状物質（PM2.5）

一般局41局で測定を行い、令和元年度以降、全局で環境基準を達成している。

また、年平均値の全局平均値は8.3μg/m³であり、減少傾向にある。（図1-2）

なお、注意喚起情報の発信はなかった。

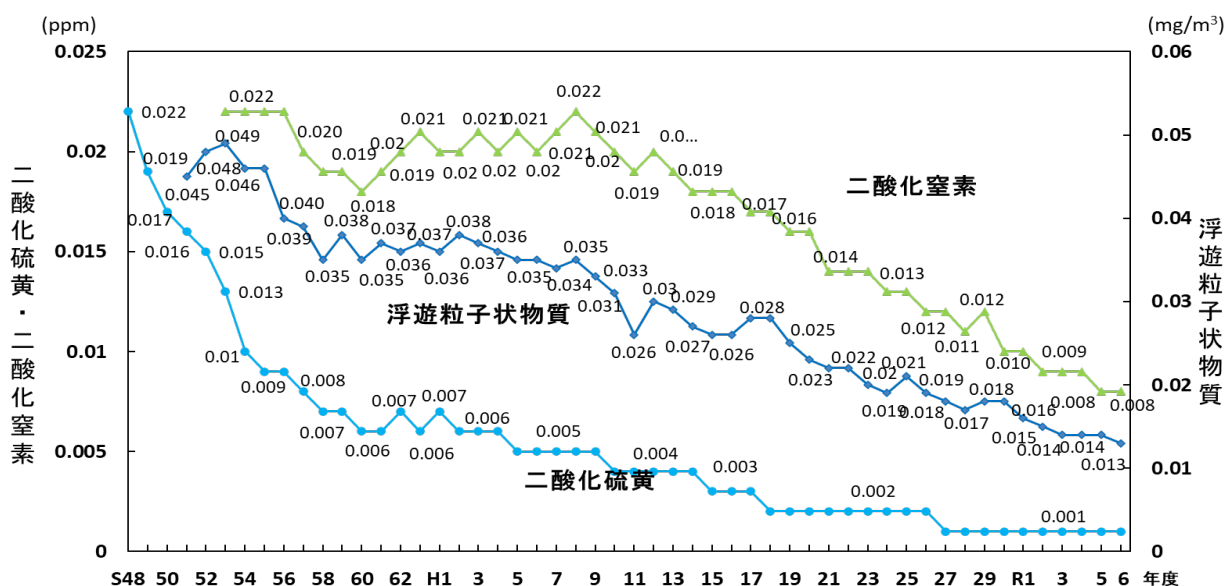


図1-1 年平均値の全局平均値（一般局）

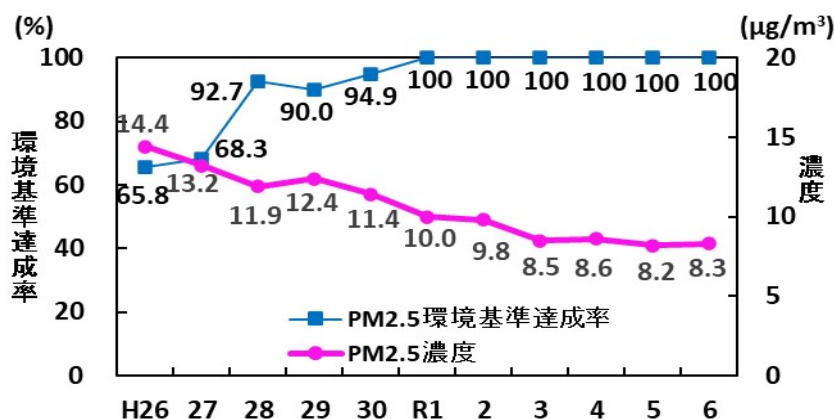


図1-2 PM2.5の年平均値の全局平均値と環境基準達成状況（一般局）

2 自動車排出ガス（表2）

(1) 二酸化窒素

自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）27局で測定を行い、平成22年度以降、全局で環境基準を達成している。

また、年平均値の全局平均値は、0.011ppmであり、平成8年度以降、減少傾向にある。（図2-1）

(2) 浮遊粒子状物質（SPM）

自排局25局で測定を行い、平成26年度以降、全局で環境基準の長期的評価を達成している。

ただし、令和6年度については、短期的評価は9局で環境基準非達成となっており、原因は4月18日前後に飛来した黄砂の影響と考えられる。

また、年平均値の全局平均値は、0.014mg/m³であり、減少傾向にある。（図2-1）

(3) 一酸化炭素

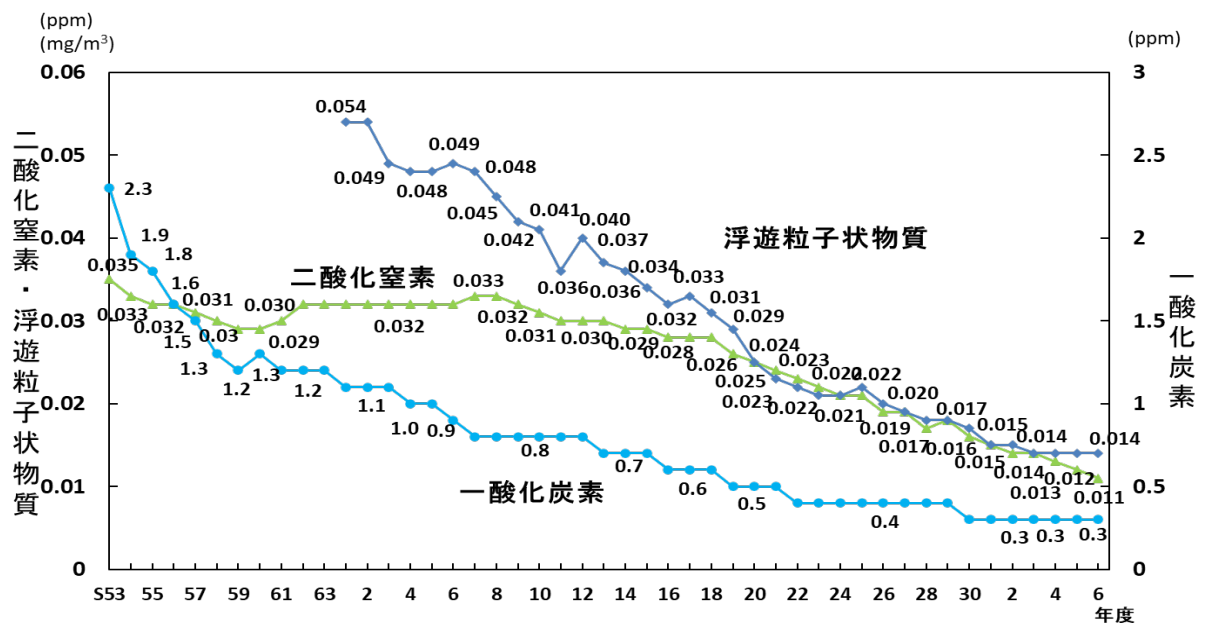
自排局21局で測定を行い、昭和51年度以降、全局で環境基準を達成している。

また、年平均値の全局平均値は、0.3ppmであり、減少傾向にある。（図2-1）

(4) 微小粒子状物質（PM2.5）

自排局23局で測定を行い、平成30年度以降、全局で環境基準を達成している。

また、年平均値の全局平均値は9.3μg/m³であり、減少傾向にある。（図2-2）



(5) 自動車 NO_x・PM 法対策地域の状況

自動車の交通が集中している地域で、環境基準の確保が困難であると認められる地域として、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）対策地域^{*1}が指定され、自動車排出ガス対策の強化が図られている。しかし、対策地域外からの流入車両には自動車 NO_x・PM 法が適用されないことから、本県では「環境の保全と創造に関する条例」（平成 16 年 10 月改正施行）に基づき、阪神東南部地域^{*2}において、ディーゼル自動車等運行規制を実施している。

運行規制の開始以降、阪神東南部地域内の自動車排出ガス測定局における年平均値は、改善傾向がみられる。（図 3）

*1：自動車 NO_x・PM 法対策地域・・・神戸市、姫路市（旧家島町、旧夢前町、旧香寺町及び旧安富町を除く）、
尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、
川西市、播磨町、太子町

*2：阪神東南部地域・・・神戸市灘区・東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市

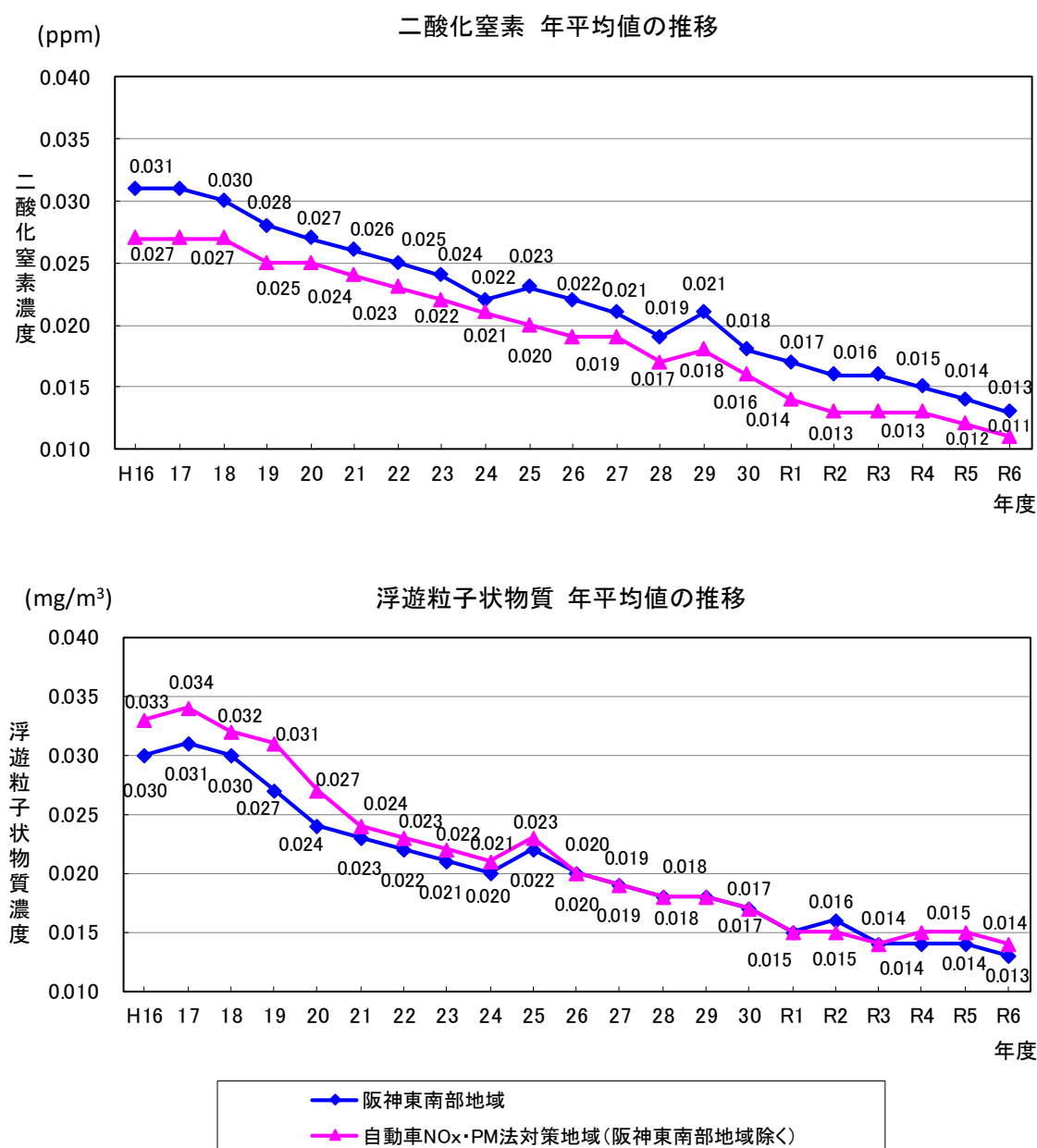


図 3 自動車 NO_x・PM 法対策地域の状況

3 光化学オキシダント（表3、4）

一般局 49 局で測定を行い、全局で環境基準非達成である。

また、昼間の日最高 1 時間値の年平均値の全局平均値は 0.049ppm である。（図 4）

令和 6 年度の光化学スモッグ注意報等の発令はなかった。

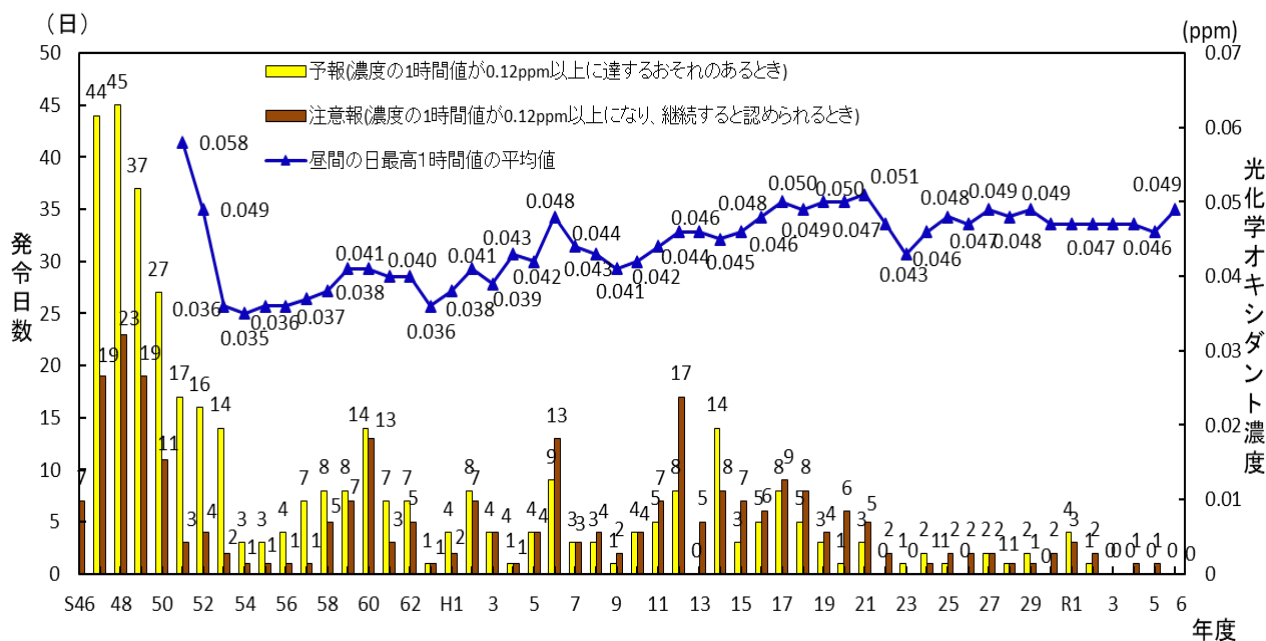


図 4 光化学オキシダント濃度の推移・光化学スモッグ注意報等発令日数

4 有害大気汚染物質（表5）

4 地点で 21 物質について測定を行った。このうち環境基準が設定されている 4 物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）は、すべて全地点で環境基準を達成している。

なお、4 物質の年平均値の全地点中央値は、ほぼ横ばいの状況にある。（図 5）

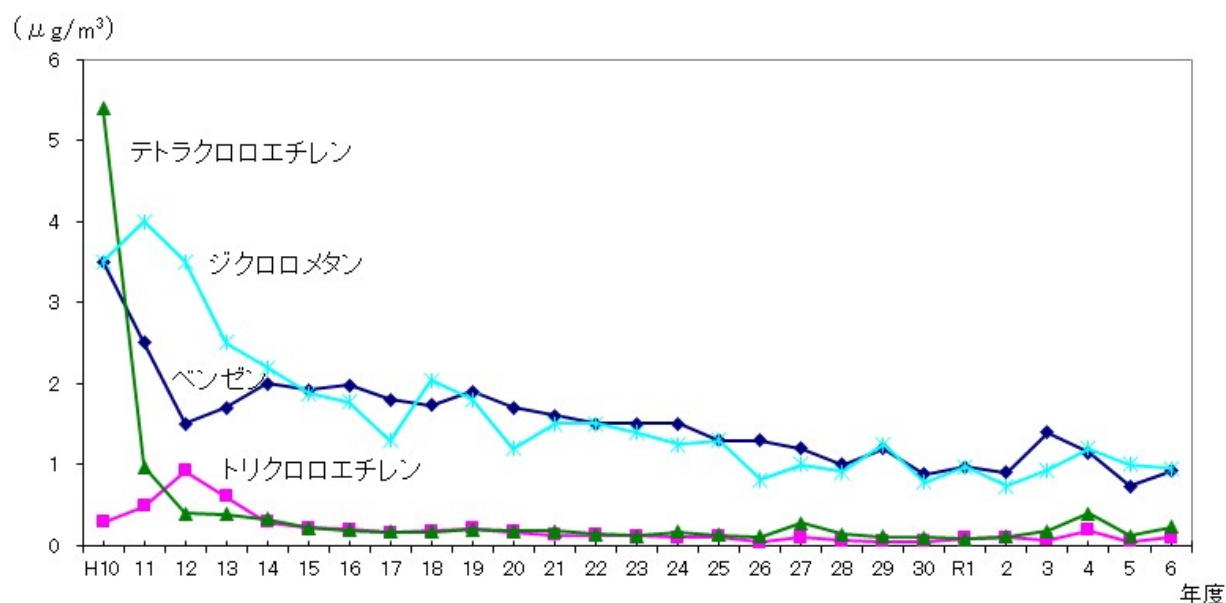


図 5 有害大気汚染物質濃度の推移（年平均値の全地点中央値）

5 アスベスト（表6）

一般環境7地点及び道路沿道1地点においてアスベスト濃度のモニタリングを実施した結果、総繊維数濃度で<0.055~0.096本/Lであり、全国の測定結果と比較して、ほぼ同様であった。

※ アスベストモニタリングマニュアル（環境省）が改訂されたため、平成22年度からは総繊維数を測定（平成21年度までは、アスベスト繊維数を測定（総繊維数>アスベスト繊維数））

6 酸性雨（表7）

神戸、豊岡における雨水のpHの年平均値は5.1、5.2であり、近年は改善の傾向がみられる。（図6）

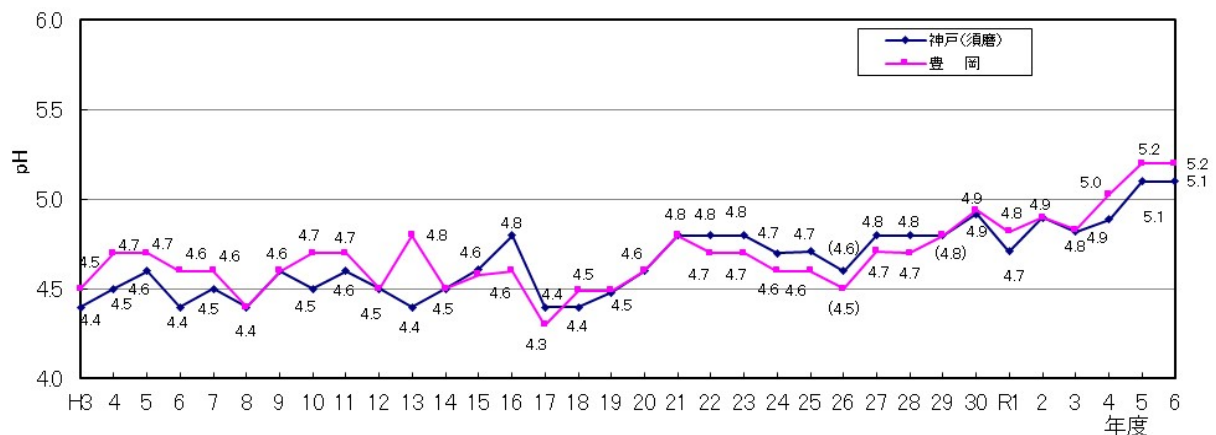


図6 雨水のpHの推移

7 微小粒子状物質（PM2.5）成分分析

一般環境5地点及び道路沿道4地点において、微小粒子状物質（PM2.5）成分分析を実施した結果、有機炭素（OC）と硫酸イオン（ SO_4^{2-} ）の占める割合が高かった。（図7）

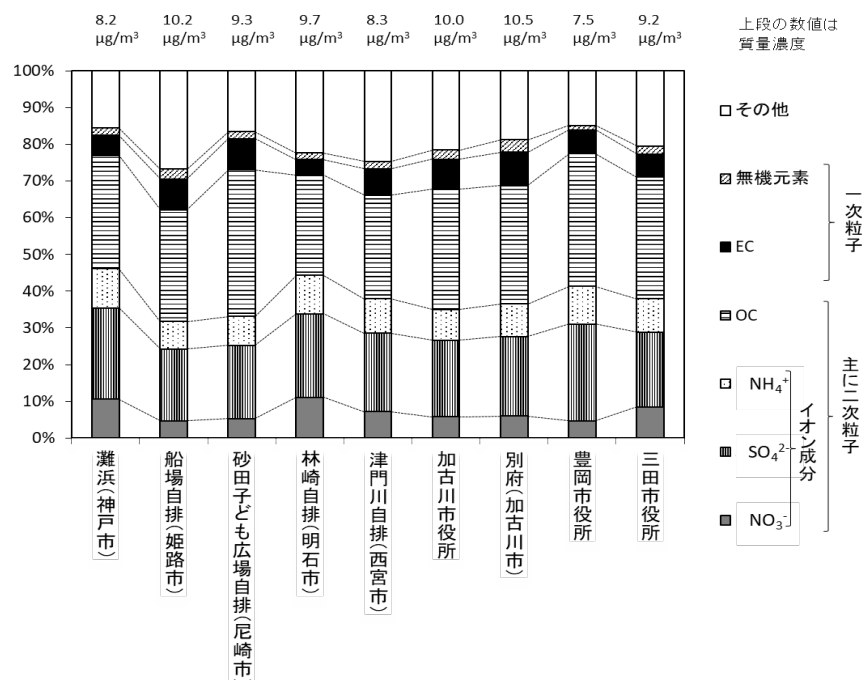


図7 微小粒子状物質（PM2.5）成分分析

第2 騒音・振動の状況

1 自動車騒音（表8）

常時監視地点 21 地点中、18 地点において全時間帯（昼・夜）で環境基準を達成している（令和5年度は 23 地点中 17 地点で環境基準を達成）。なお、全時間帯で環境基準を超過している地点は、国道2号（上郡町）の1地点である。

常時監視地点以外の4地点では、全時間帯で環境基準を達成している。

2 航空機騒音

(1) 大阪国際空港（表9）

専ら住居の用に供される地域（Ⅰ類型）では、測定局9局のうち8局で環境基準を達成しており（令和5年度は、9局中8局で達成）、通常の生活を保全する必要がある地域（Ⅱ類型）では測定局2局のうち1局で環境基準を達成していた（令和5年度は、1局で達成）。

平成24年度まで航空機の騒音レベルはWECPNL値で評価しており、ほぼ横ばいで推移していた。平成25年度に評価方法が L_{den} (dB)に変更された後も、令和元年度までの騒音レベルは横ばい傾向であったが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により発着便数が減少したため、騒音レベルも減少した。令和3年度以降は発着便数が回復傾向にあり、騒音レベルは増加しているが、令和元年度よりはやや下回っている。（図8）

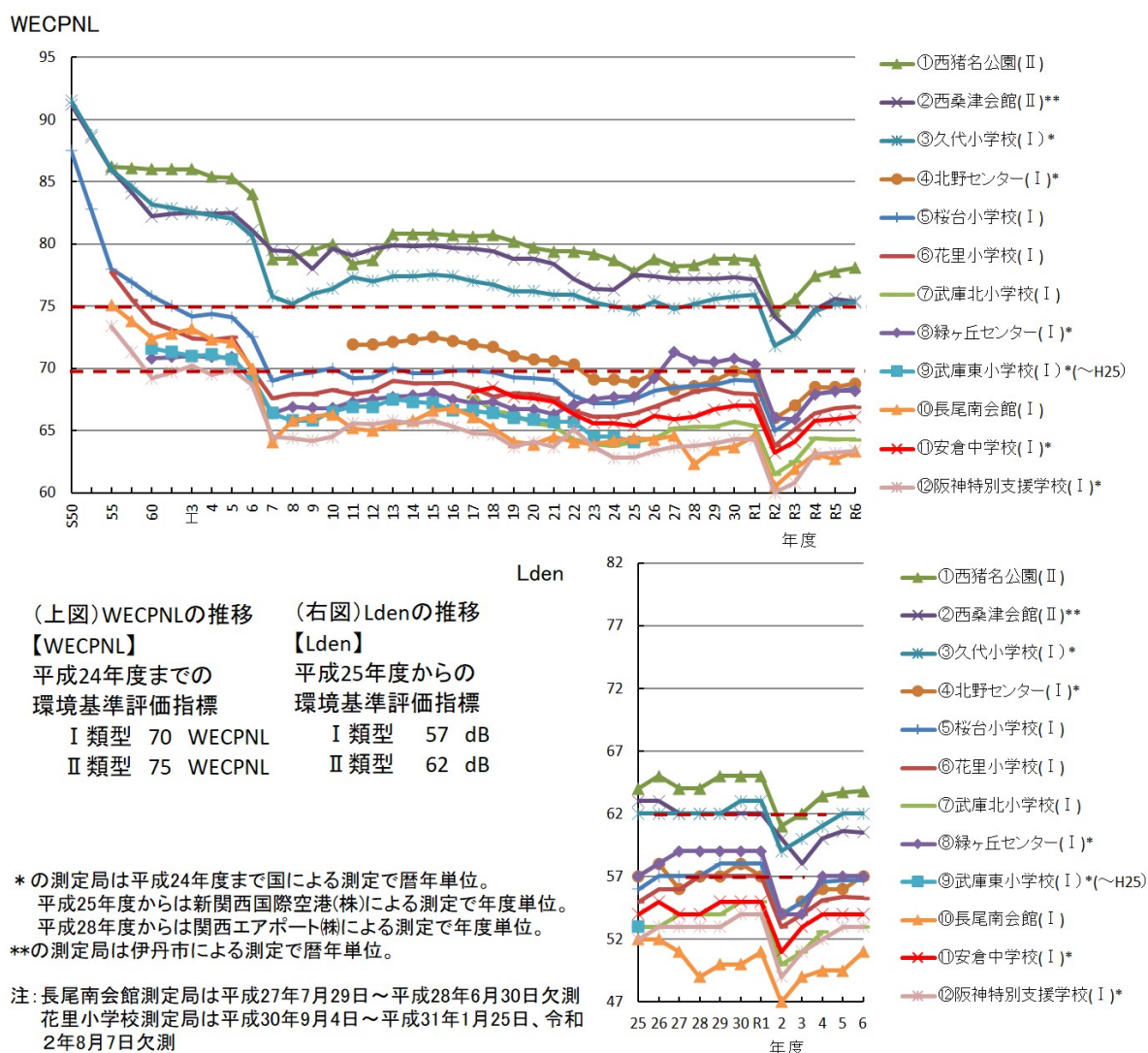


図8 大阪国際空港周辺の騒音の推移

(2) 関西国際空港（表 10）

関西国際空港の飛行経路の一部は、淡路島の上空を通過しているため、令和5年度までは南あわじ市内の1地点で航空機騒音の測定を行っていた。令和7年3月から、関西国際空港及び神戸空港の新飛行経路が運用され、淡路島上空を通過する経路が増えることから、令和6年度の下期からは島内の測定地点を5地点に増やして測定を行った。淡路島内には、航空機騒音に係る環境基準は設定されていないが、Ⅰ類型（住居系地域）の環境基準（Lden 57dB）に比べ低い状況にある。

3 新幹線鉄道騒音、振動（表 11）

(1) 騒音

全7地点中2地点において、主として住居の用に供される地域（Ⅰ類型）の環境基準を達成している（近接軌道中心から25mの地点において評価。令和5年度は全7地点（Ⅰ類型）中4地点で達成）。

なお、全ての地点において、住宅地域に対する暫定目標（75dB）を達成している。

(2) 振動

全7地点（騒音測定と同地点）において指針値（70dB）を下回っている。

第3 水質汚濁の状況

1 公共用水域

(1) 健康項目

水質汚濁に関する環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）は27項目設定されており、砒素、ふっ素を除く25項目で、全ての測定地点で環境基準を達成している。

砒素は、最明寺川^{さいみょうじ}の最明寺橋の1地点で、ふっ素は、有馬川^{なぐさ}の2地点（長尾佐橋、明治橋）、船坂川^{ふねざか}の2地点（船坂橋、下田橋下流）、太多田川^{おた た}の2地点（蓬萊峡山荘前^{ほうらいきょう}、千都橋^{せん と}）、座頭谷川^{ざとうだに}の1地点（流末）、仁川^{にがわ}の3地点（鷲林寺橋^{じゅうりんじ}、甲山橋、地すべり資料館横）、津門川^{つと}の1地点（神祇官橋^{じんぎかん}）の計11地点で基準値を超過している。砒素とふっ素は地質によるもので、いずれも自然的な影響である。

なお、いずれの地点も、利水状況からみて健康影響が生じるおそれはない。

(2) 生活環境項目（表 12）

生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）は、公共用水域の利用目的ごとに類型が指定され、類型ごとに基準値が設定されている。

有機汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）（河川）及び化学的酸素要求量（COD）（海域及び湖沼）の環境基準達成状況をみると、令和6年度は、河川では39水域全て（環境基準達成率100%）で、海域では26水域中19水域（同73%）で環境基準を達成している。湖沼は1水域で、環境基準を達成しなかった。

長期的には、河川では改善傾向にあるが、海域では横ばい傾向である。（図9）

また、県内の瀬戸内海海域の全窒素及び全リンは、平成24年度以降9水域全てで、環境基準を継続して達成している。

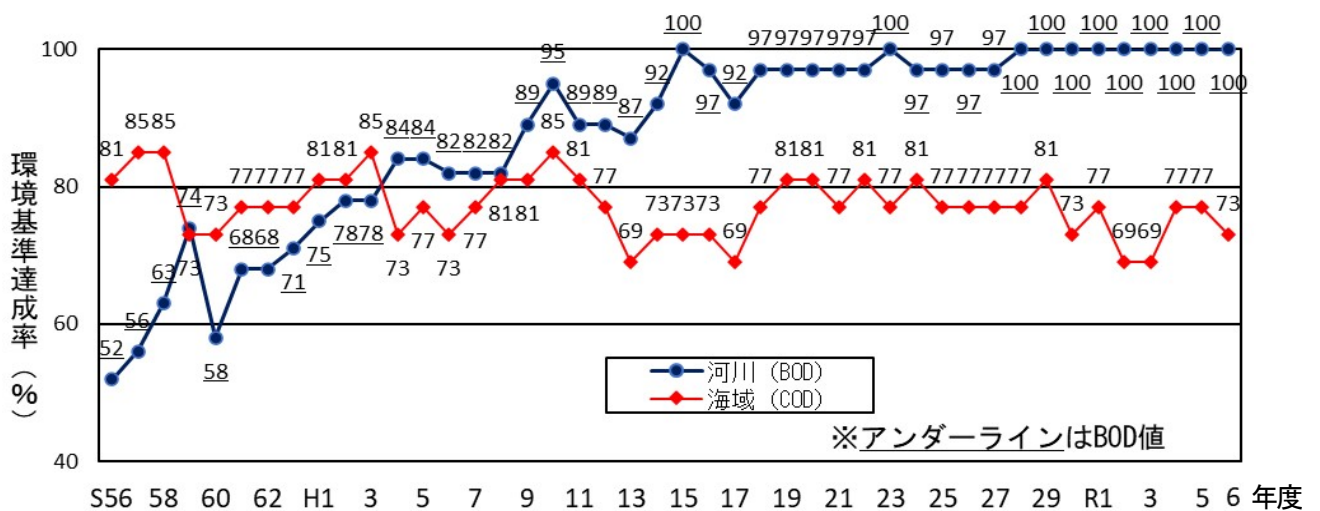


図9 環境基準達成率の推移

(注) 環境基準達成率 = $\frac{\text{環境基準達成水域数}}{\text{水域数}} \times 100$

① 河川 (BOD)

河川水質は、下水道整備をはじめとした生活排水対策等の進展により長期的には水質改善が進んでいる。

ア 阪神地域

11 水域全てで環境基準を達成している。

イ 播磨・丹波地域

20 水域全てで環境基準を達成している。

また、天川、法華山谷川、八家川及び大津茂川では環境基準が設定されていないが、長期的には改善の傾向である。

ウ 但馬地域

8 水域全てで環境基準を達成しており、良好な水質を維持している。

エ 淡路地域

洲本川、三原川では環境基準が設定されていないが、長期的には改善の傾向である。

② 海域 (COD)

大阪湾及び播磨灘の一部の水域では、沖合部を中心にCODが環境基準非達成の状態にある。

ア 大阪湾

9 水域中 6 水域で環境基準を達成している。

イ 播磨灘 (播磨灘北西部及び淡路島西部南部海域を含む)

15 水域中 12 水域で環境基準を達成している。

ウ 日本海

2 水域中 1 水域で環境基準を達成している。

③ 海域（全窒素及び全リン）

全窒素及び全リンは全ての水域で環境基準を達成している。

また、令和元年度に環境の保全と創造に関する条例を改正して設定した海域の水質目標値（下限値）は、全窒素が9水域中3水域、全リンが8水域で達成している。

ア 大阪湾

3水域全てで環境基準を達成している。

また、海域の水質目標値（下限値）は、全窒素が2水域、全リンは全水域で達成している。

イ 播磨灘（播磨北西部及び淡路島西部南部海域を含む）

6水域全てで環境基準を達成している。

また、海域の水質目標値（下限値）は、全窒素が1水域、全リンが5水域で達成している。

窒素及びリンは、一次生産者である植物プランクトンの栄養として海域の生態系維持に必要であるとされているが、Ⅱ類型指定水域の県内4水域では、窒素濃度は低下傾向である。このため、兵庫県栄養塩類管理計画（令和4年10月策定）に基づき、下水処理場や工場・事業場等からの栄養塩類供給の取組を進めている。（図10）

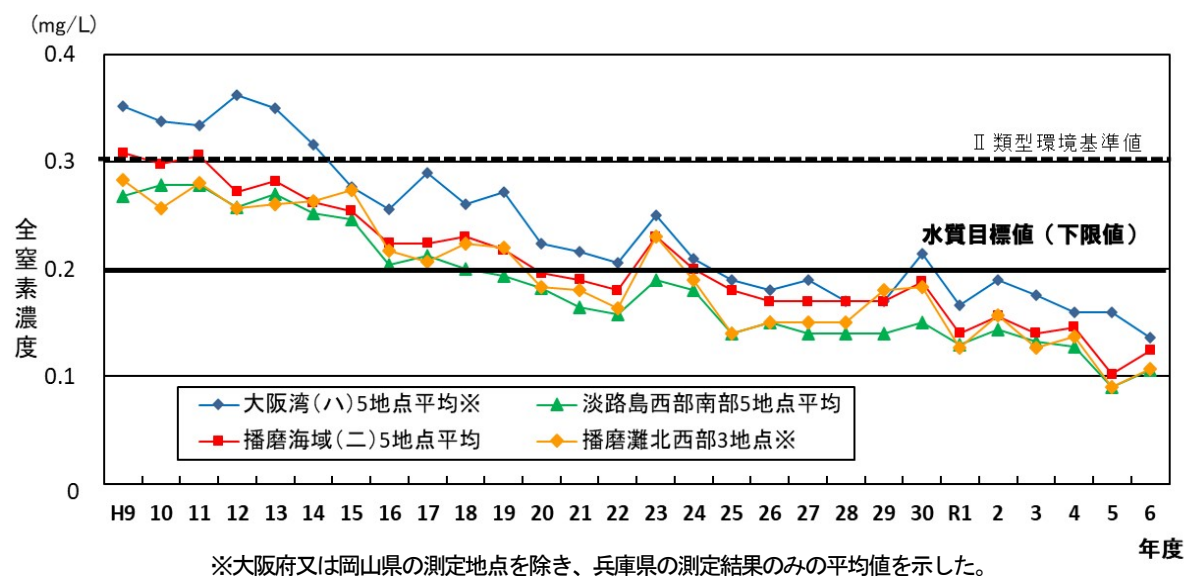


図10 Ⅱ類型指定水域別全窒素濃度の推移

④ 湖沼（COD 及び全リン）

千苅水源池のCOD 及び全リンは、どちらも環境基準非達成であった。

2 地下水（表13）

(1) 概況調査

地下水の県内の全般的な状況を把握する目的で、既存の井戸を利用して、全環境基準項目調査を基本として、89地点で調査を行い、80地点で環境基準を達成した（環境基準達成率90%）。

環境基準を超過した地点は、鉛が1地点（姫路市豊富町豊富）、クロロエチレンが1地点（尼崎市杭瀬南新町）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2地点（加古川市平岡町土山、洲本市池内）、ふっ素が5地点（姫路市飾東町塩崎、西宮市学文殿町2丁目、西宮市段上町7丁目、西宮市山口町名来2丁目、淡路市尾崎）である。

鉛、ふっ素の超過原因は、自然由来と考えられる。クロロエチレンについては、周辺工場での使用履歴は確認できず、超過原因は不明である。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の超過原因は、施肥や家畜排せつ物等に起因すると考えられるが、直接的な因果関係は不明である。いずれの地点も、飲用指導等の対応を行っており、健康影響が生じるおそれはない。以後、継続監視調査等により、監視を継続していくこととしている。

(2) 継続監視調査（汚染地区調査）

過去に汚染が発見された井戸周辺地区等の継続的な監視のため、令和6年度は19市3町の75地区93地点(584検体)で調査を行った。内訳は、鉛(22検体)、砒素(28検体)、揮発性有機塩素化合物(492検体)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(13検体)、ふっ素(26検体)、ほう素(3検体)である。

その結果、鉛2検体、砒素14検体、揮発性有機塩素化合物38検体、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素5検体、ふっ素16検体、ほう素2検体が環境基準を超過した。

鉛、砒素、ふっ素及びほう素の汚染原因は、自然由来と考えられる。揮発性有機塩素化合物による汚染に対しては、地下水や土壌ガス等の詳細な調査を実施し、汚染範囲の確定や原因究明を行っている。原因が究明できた地点は、原因者に対し、浄化対策指導等を行っている。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染に対しては、原因が施肥等に起因すると考えられる地点が多くみられることから、施肥基準等に基づいた適正施肥の実施等の促進や、みどりの食料システム法の認定制度等の活用が図られるよう関係機関と協議している。

第4 ダイオキシン類に関する環境の状況

1 大気（表14）

1地点で測定を行い、ダイオキシン類の大気環境基準（年平均0.6pg-TEQ/m³）を達成しており、近年、低濃度で推移している。

2 水質及び底質

(1) 水質（表15、表16）

河川2地点及び海域2地点で調査を行い、全ての地点でダイオキシン類の水質環境基準（1pg-TEQ/L）を達成している。

(2) 底質（表15、表16）

河川2地点及び海域2地点で調査を行い、全ての地点でダイオキシン類の底質環境基準（150pg-TEQ/g）を達成している。

< 目 次 >

表 1	一般環境大気測定局の環境基準達成状況 (二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質) ————	11
表 2	自動車排出ガス測定局の環境基準達成状況 (二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質) ————	19
表 3	光化学オキシダントの環境基準達成状況 —————	23
表 4	光化学スモッグ注意報等の年度別推移 —————	25
表 5	有害大気汚染物質の調査結果 —————	26
表 6	アスベスト一般環境等モニタリング結果 —————	27
表 7	酸性雨自動採取機による監視結果 —————	28
表 8	自動車騒音の測定結果 —————	29
表 9	大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果 —————	30
表 10	淡路島における航空騒音の測定結果 —————	32
表 11	新幹線鉄道騒音・振動測定結果 —————	33
表 12	河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況等 (生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素、全磷) ————	34
表 13	地下水質の状況 —————	41
表 14	ダイオキシン類調査結果 (大気) —————	47
表 15	ダイオキシン類調査結果 (河川) —————	48
表 16	ダイオキシン類調査結果 (海域) —————	48
(参考)	環境基準等 —————	49
	用語解説 —————	67

表 1 一般環境大気測定局の環境基準達成状況（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）

（１）二酸化硫黄

市 町	測 定 局	1時間値が0.10ppmを超えた時間数					日平均値が0.04ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値(ppm)					年 平 均 値				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001
	中 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
	南 部	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0.003	0.002	(0.002)	0.002	0.002	0.001	0.001	(0.001)	0.001	0.001
西宮市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	鳴尾支所	(0)	—	—	—	—	(0)	—	—	—	—	(0.003)	—	—	—	—	(0.001)	—	—	—	—
	甲陵中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.001	0.003	0.002	0.002	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001
	山口小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	浜甲子園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
伊丹市	市 役 所	—	—	(0)	0	0	—	—	(0)	0	0	—	—	(0.002)	0.002	0.004	—	—	(0.001)	0.001	0.001
宝塚市	高司中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001
川西市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001
神戸市	六甲アイランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	灘 浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	兵庫南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	垂 水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	港 島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
明石市	二 見	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	大 久 保	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	王 子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
播磨町	町 役 場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.003	0.005	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002
加古川市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	尾 上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
	別 府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.006	0.005	0.004	0.005	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	平 荘	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0.003	0.002	0.002	0.002	—	0.001	0.001	0.001	0.000	—

【一般環境大気測定局】

市 町	測 定 局	1時間値が0.10ppmを超えた時間数					日平均値が0.04ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値(ppm)					年 平 均 値				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
西脇市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
姫路市	八 代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.000	0.001	0.001	0.001	0.000
	広 畑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001
	飾 磨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000
	白 浜	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0.001	0.002	(0.002)	0.002	0.002	0.000	0.001	(0.001)	0.001	0.001
	御 国 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	網 干	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	飾 西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	香 寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001
	林 田	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0.001	(0.002)	0.002	0.002	0.001	0.000	(0.000)	0.001	0.000	0.000
赤穂市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000
丹波市	柏 原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.000	0.001	0.000
豊岡市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
洲本市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
全測定局平均値																	0.001 [34局]	0.001 [33局]	0.001 [32局]	0.001 [35局]	0.001 [34局]

- (参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
- 2 「―」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
- 3 () は、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない局の値を示す。
- 4 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

(2) 二酸化窒素

【一般環境大気測定局】

市 町	測 定 局	日平均値の年間98%値					年 平 均 値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北 部	0.043	0.038	0.044	0.025	0.021	0.016	0.017	0.017	0.009	0.008
	中 部	0.032	0.031	0.032	0.031	(0.018)	0.014	0.013	0.013	0.012	(0.010)
	南 部	0.038	0.040	0.043	0.040	0.027	0.015	0.017	0.017	0.017	0.012
西宮市	市 役 所	0.032	0.029	0.027	0.029	—	0.012	0.011	0.011	0.011	—
	鳴 尾 支 所	0.036	0.032	0.034	0.031	—	0.015	0.015	0.015	0.013	—
	瓦木公民館	0.031	0.027	0.027	0.029	0.024	0.012	0.012	0.012	0.011	0.010
	甲陵中学校	0.023	0.020	0.020	0.021	0.016	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
	山口小学校	0.020	0.018	0.017	0.018	0.015	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007
	浜 甲 子 園	0.032	0.029	0.029	0.025	0.024	0.012	0.012	0.012	0.009	0.010
	朝日ヶ丘小学校	0.022	0.019	0.021	0.019	0.017	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007
芦屋市	市 役 所	0.008	0.020	0.021	0.024	0.020	0.003	0.005	0.009	0.010	0.008
宝塚市	高司中学校	0.026	0.022	0.022	0.023	0.019	0.009	0.008	0.008	0.008	0.008
川西市	市 役 所	0.022	0.021	0.020	0.019	0.014	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007
三田市	市 役 所	0.021	0.021	0.018	0.014	0.014	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006
神戸市	東 灘	0.024	0.022	0.021	0.021	0.018	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008
	六甲アイランド	0.030	0.032	0.031	0.030	0.027	0.014	0.015	0.014	0.013	0.012
	住 吉 南	0.034	0.031	0.031	(0.026)	0.028	0.015	0.015	0.014	(0.012)	0.012
	灘	0.027	0.023	0.024	0.024	0.019	0.009	0.009	0.009	0.009	0.008
	灘 浜	0.035	0.034	0.031	0.032	0.029	0.016	0.015	0.014	0.014	0.012
	兵庫南部	0.029	0.026	0.028	0.030	0.025	0.012	0.012	0.012	0.012	0.011
	長 田	0.026	0.021	0.024	(0.026)	0.018	0.011	0.010	0.010	(0.009)	0.007
	須 磨	0.033	0.029	0.031	0.031	0.026	0.013	0.014	0.014	0.012	0.010
	垂 水	0.028	0.026	0.026	0.027	0.022	0.012	0.012	0.012	0.010	0.009
	西 神	0.017	0.015	0.016	0.015	0.013	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005
	南 五 葉	0.018	0.016	0.015	0.016	0.011	0.006	0.006	0.006	0.005	0.003
	北神八多	—	0.021	0.019	0.017	0.017	—	0.010	0.010	0.009	0.008
明石市	港 島	0.031	0.028	0.031	0.031	0.028	0.013	0.013	0.014	0.013	0.012
	二 見	0.023	0.022	0.023	0.022	0.019	0.010	0.010	0.011	0.009	0.009
	大 久 保	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
稲美町	王 子	0.028	0.025	0.025	0.025	0.024	0.012	0.011	0.012	0.011	0.010
	町 役 場	0.021	0.018	0.019	0.018	0.015	0.009	0.008	0.008	0.008	0.008
播磨町	町 役 場	0.025	0.023	0.021	0.021	0.019	0.012	0.011	0.010	0.009	0.009
加古川市	市 役 所	0.023	0.019	0.019	0.019	0.016	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008
	尾 上	0.023	0.020	0.021	0.020	0.018	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009
	別 府	0.026	0.024	0.024	0.022	0.021	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010

【一般環境大気測定局】

市 町	測 定 局	日平均値の年間98%値					年 平 均 値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
加古川市	東 神 吉	0.018	0.016	0.017	0.016	0.014	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
	志方公民館	0.015	0.013	0.013	0.012	0.012	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005
	平 荘	0.016	0.013	0.014	0.014	—	0.006	0.006	0.006	0.006	—
高砂市	市 役 所	0.021	0.015	0.020	0.019	0.018	0.009	0.007	0.007	0.010	0.008
西脇市	市 役 所	0.013	0.012	0.014	0.012	0.011	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
姫路市	八 代	0.018	0.016	0.016	0.015	0.015	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007
	広 畑	0.024	0.021	0.022	0.018	0.016	0.010	0.010	0.009	0.008	0.007
	飾 磨	0.023	0.022	0.022	0.021	0.018	0.009	0.010	0.009	0.008	0.008
	白 浜	0.023	0.021	(0.019)	0.019	0.018	0.008	0.009	(0.008)	0.007	0.007
	御 国 野	0.018	0.015	0.017	0.014	0.015	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006
	網 干	0.018	0.015	0.015	0.014	0.012	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006
	飾 西	0.014	0.013	0.012	0.011	0.011	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005
	香 寺	0.012	0.011	0.012	(0.008)	(0.009)	0.005	0.005	0.004	(0.004)	(0.004)
太子町	林 田	0.011	(0.009)	0.009	0.008	(0.008)	0.004	(0.004)	0.004	0.004	(0.004)
たつの市	町 役 場	0.019	0.017	0.017	0.015	0.015	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008
相生市	市 役 所	(0.010)	0.013	0.012	0.010	0.009	(0.006)	0.006	0.005	0.005	0.004
相生市	市 役 所	0.020	0.018	0.018	0.015	0.015	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007
赤穂市	市 役 所	0.015	0.013	0.014	0.012	0.012	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
丹波市	柏 原	0.008	0.007	0.007	0.007	0.005	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
豊岡市	市 役 所	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
洲本市	市 役 所	0.019	0.014	0.016	0.015	0.013	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005
全測定局平均値							0.009 [53局]	0.009 [54局]	0.009 [54局]	0.008 [52局]	0.008 [49局]

- (参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。」をいう。
- 2 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
- 3 () は、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない局の値を示す。
- 4 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。

(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

【一般環境大気測定局】

市 町	測 定 局	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数					日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m ³)					年 平 均 値				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
尼崎市	北 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.036	0.028	0.029	0.041	0.035	0.013	0.012	0.013	0.015	0.015
	中 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.031	0.024	0.025	0.028	0.032	0.014	0.013	0.013	0.013	0.014
	南 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.040	0.029	0.030	0.037	0.036	0.016	0.015	0.014	0.015	0.015
西宮市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.045	0.037	0.035	0.032	0.033	0.018	0.017	0.016	0.013	0.013
	鳴 尾 支 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	0.041	0.030	0.029	0.033	—	0.017	0.013	0.014	0.014	—
	瓦木公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.037	0.029	0.031	0.034	0.032	0.015	0.014	0.014	0.014	0.013
	甲陵中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.044	0.034	0.033	0.037	0.030	0.017	0.018	0.016	0.016	0.013
	山口小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.038	0.029	0.029	0.035	0.035	0.016	0.014	0.014	0.014	0.014
	浜 甲 子 園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.038	0.030	0.032	0.032	0.033	0.014	0.012	0.014	0.013	0.013
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.040	0.031	0.031	0.039	0.036	0.016	0.014	0.014	0.016	0.014
伊丹市	市 役 所	0	0	(0)	0	0	0	(0)	(0)	0	0	0.038	(0.027)	0.029	0.030	0.029	0.013	(0.013)	0.014	0.013	0.012
宝塚市	高司中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.042	0.027	0.026	0.030	0.032	0.014	0.013	0.013	0.013	0.013
川西市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.032	0.024	0.028	0.029	0.031	0.013	0.011	0.013	0.013	0.012
三田市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.037	0.026	0.028	0.033	0.031	0.014	0.013	0.014	0.014	0.013
神戸市	東 灘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.035	0.030	0.029	0.031	0.032	0.014	0.012	0.012	0.014	0.013
	六甲アイランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.038	0.031	0.034	0.031	0.032	0.014	0.013	0.013	0.014	0.014
	灘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.033	0.025	0.025	0.028	0.030	0.012	0.011	0.012	0.012	0.012
	灘 浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.033	0.026	0.027	0.030	0.029	0.012	0.011	0.011	0.011	0.011
	兵 庫 南 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.039	0.032	0.030	0.029	0.030	0.014	0.013	0.012	0.012	0.012
	長 田	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0.038	0.025	0.026	(0.025)	0.031	0.014	0.012	0.012	(0.012)	0.013
	須 磨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.038	0.030	0.030	0.033	0.034	0.015	0.012	0.014	0.015	0.015
	垂 水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.038	0.031	0.029	0.032	0.032	0.015	0.012	0.012	0.013	0.012
	西 神	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.036	0.025	0.025	0.027	0.030	0.014	0.012	0.012	0.012	0.013
	南 五 葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.037	0.027	0.027	0.033	0.032	0.014	0.012	0.013	0.014	0.013
明石市	北 神 八 多	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0.027	0.028	0.031	0.033	—	0.011	0.014	0.014	0.014
	港 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.030	0.031	0.031	0.033	0.016	0.012	0.013	0.013	0.013
	二 見	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.050	0.043	0.043	0.047	0.047	0.018	0.018	0.018	0.018	0.017
稲美町	大 久 保	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	王 子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.051	0.040	0.039	0.044	0.050	0.018	0.016	0.016	0.016	0.017
	町 役 場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.049	0.035	0.035	0.043	0.045	0.018	0.016	0.017	0.017	0.017
播磨町	町 役 場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.050	0.037	0.031	0.034	0.034	0.017	0.016	0.016	0.015	0.014
	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.042	0.031	0.031	0.034	0.034	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013
	尾 上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.047	0.039	0.032	0.033	0.032	0.021	0.021	0.015	0.014	0.014
加古川市	別 府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.047	0.034	0.031	0.034	0.038	0.016	0.014	0.014	0.014	0.015

【一般環境大気測定局】

市 町	測 定 局	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数					日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m^3)					年 平 均 値				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3
加古川市	東 神 吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.036	0.026	0.027	0.029	0.035	0.013	0.012	0.013	0.013	0.013
	志方公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.042	0.033	0.031	0.035	0.038	0.016	0.014	0.015	0.014	0.015
	平 荘	1	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0.045	0.032	0.028	0.031	—	0.018	0.016	0.013	0.013	—
高砂市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.029	0.029	0.036	0.035	0.020	0.016	0.013	0.015	0.014
西脇市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.039	0.027	0.033	0.038	0.031	0.014	0.012	0.014	0.015	0.014
姫路市	八 代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.044	0.033	0.033	0.032	0.035	0.015	0.014	0.014	0.014	0.013
	広 畑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.041	0.029	0.031	0.032	0.037	0.015	0.013	0.015	0.014	0.014
	飾 磨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.039	0.028	0.026	0.029	0.036	0.014	0.012	0.012	0.012	0.013
	白 浜	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0.045	0.032	(0.033)	0.029	0.035	0.017	0.016	(0.017)	0.012	0.013
	御 国 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.049	0.031	0.035	0.039	0.035	0.017	0.014	0.015	0.017	0.014
	網 干	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.039	0.029	0.031	0.031	0.033	0.014	0.013	0.013	0.014	0.013
	飾 西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.037	0.027	0.029	0.028	0.031	0.014	0.012	0.013	0.012	0.013
	香 寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.039	0.027	0.028	0.032	0.032	0.014	0.013	0.013	0.014	0.014
	林 田	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0.037	(0.028)	0.027	0.029	0.029	0.013	(0.013)	0.012	0.012	0.011
太子町	町 役 場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.037	0.031	0.033	0.035	0.041	0.015	0.014	0.015	0.015	0.015
たつの市	市 役 所	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0.042)	0.026	0.026	0.028	0.033	(0.017)	0.012	0.012	0.012	0.013
相生市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.051	0.031	0.034	0.032	0.032	0.014	0.012	0.012	0.013	0.012
赤穂市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.055	0.027	0.030	0.027	0.032	0.015	0.012	0.013	0.012	0.012
丹波市	柏 原	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0.045	0.035	0.025	0.030	0.030	0.022	0.018	0.012	0.011	0.011
豊岡市	市 役 所	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0.038	0.027	0.029	0.035	0.031	0.015	0.013	0.014	0.014	0.013
洲本市	市 役 所	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.035	0.031	0.033	0.036	0.040	0.015	0.015	0.016	0.015	0.015
全測定局平均値																	0.015 [52局]	0.014 [52局]	0.014 [53局]	0.014 [53局]	0.013 [52局]

- (参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
- 2 この表において、「△」は、2日連続で日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が非達成であることを示す。
- 3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
- 4 () は、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない局の値を示す。
- 5 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

(4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

【一般環境大気測定局】

市 町	測 定 局	設置 主体	日平均値の年間98%値					年 平 均 値				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
尼崎市	中 部	国	28.7	22.4	22.3	23.0	26.7	11.1	10.1	10.8	10.3	9.7
西宮市	浜 甲 子 園	市	25.7	20.8	20.3	20.6	28.7	10.6	8.8	8.9	8.9	8.7
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	県	23.7	16.7	16.7	18.9	21.3	7.5	6.1	6.3	7.7	7.0
伊丹市	市 役 所	県	23.2	17.9	15.6	17.1	25.4	8.5	7.5	6.5	6.0	8.0
宝塚市	高司中学校	県	24.3	17.2	16.7	20.3	24.4	8.0	6.9	7.0	8.9	8.7
川西市	市 役 所	県	22.3	14.8	14.9	17.0	24.9	7.1	5.3	5.4	5.3	8.3
三田市	市 役 所	県	23.4	15.7	16.6	15.0	24.9	7.2	6.2	6.7	5.3	5.7
神戸市	東 灘	市	24.4	16.5	18.5	18.9	21.7	9.5	7.6	8.8	8.5	8.1
	六甲アイランド	市	23.2	19.1	18.5	18.3	24.1	9.1	8.2	8.5	8.0	7.9
	灘	市	24.8	20.9	19.7	19.8	24.3	9.6	9.1	9.2	8.6	8.5
	灘 浜	市	25.9	19.8	19.1	19.9	24.8	10.0	8.7	8.2	8.1	7.8
	兵 庫 南 部	市	27.4	23.1	22.2	21.5	25.5	10.9	9.7	9.5	8.8	8.8
	長 田	市	24.2	21.0	18.1	(21.8)	25.0	9.4	8.5	8.4	(8.9)	9.4
	須 磨	市	29.6	23.8	21.7	21.8	25.0	12.1	11.2	10.5	10.0	9.4
	白 川 台	市	—	22.9	20.5	20.9	25.1	—	9.1	9.1	8.8	8.7
	垂 水	市	23.8	22.3	22.6	22.4	29.8	9.1	9.5	10.3	9.9	10.0
	西 神	市	29.7	22.7	21.8	23.0	23.9	10.8	9.5	10.2	10.5	8.3
	南 五 葉	市	26.0	21.7	19.4	19.4	23.6	9.8	8.9	8.7	8.4	8.4
	北 神 八 多	市	—	20.2	19.7	22.2	25.6	—	9.5	9.7	10.9	10.7
	港 島	市	28.7	24.7	22.1	20.7	24.6	11.5	11.3	9.4	8.3	8.4
明石市	二 見	市	29.5	26.8	25.0	25.3	33.3	10.8	10.5	10.8	10.4	10.5
	王 子	市	26.5	22.6	23.0	22.1	31.0	10.0	9.3	10.1	9.5	10.0
稲美町	町 役 場	県	30.9	24.1	24.1	25.8	29.7	10.8	9.6	10.5	10.0	8.3
播磨町	町 役 場	県	31.7	22.5	21.5	20.6	34.0	10.5	8.3	9.3	6.6	8.1

【一般環境大気測定局】

市 町	測 定 局	設置 主体	日平均値の年間98%値					年 平 均 値				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
加古川市	市 役 所	市	30.3	21.3	21.8	22.5	27.3	10.7	9.2	9.8	9.3	9.3
	別 府	市	31.7	26.3	24.8	25.8	31.2	13.3	13.0	11.1	10.4	10.6
	志 方 公 民 館	市	30.0	22.9	25.0	24.7	30.4	11.1	10.2	10.7	10.5	10.5
高砂市	市 役 所	県	31.8	23.5	27.2	26.1	28.9	12.1	10.9	12.2	10.7	9.1
西脇市	市 役 所	県	25.6	15.5	15.1	17.7	17.2	7.7	5.8	5.3	6.5	6.0
姫路市	広 畑	市	32.3	24.2	23.0	20.2	28.2	13.5	11.3	9.7	8.8	9.1
	白 浜	市	30.3	21.4	(19.8)	20.2	29.3	11.8	9.4	(8.7)	8.1	8.6
	御 国 野	市	30.3	19.8	19.0	19.8	26.5	10.7	8.0	8.2	8.1	8.3
	網 干	市	28.8	20.1	21.4	20.0	25.8	9.4	8.7	9.6	8.9	8.8
	飾 西	市	27.3	17.9	20.0	18.8	24.5	10.5	7.5	8.9	8.2	8.2
太子町	町 役 場	県	27.9	17.7	19.0	18.0	25.8	8.3	7.4	6.9	5.6	8.7
たつの市	市 役 所	県	(29.7)	17.6	17.0	15.8	22.0	(9.5)	6.2	5.9	4.6	4.3
相生市	市 役 所	県	25.9	17.0	18.0	15.9	27.8	7.9	6.6	6.0	4.5	6.2
赤穂市	市 役 所	県	25.8	18.6	18.0	15.7	31.8	8.4	6.9	6.9	5.1	6.4
丹波市	柏 原	県	22.9	15.5	17.9	15.3	18.3	7.5	5.8	6.4	4.8	4.9
豊岡市	市 役 所	県	23.9	19.3	19.2	20.6	21.4	10.0	8.9	9.0	8.9	8.3
洲本市	市 役 所	県	15.5	13.9	13.0	14.3	17.3	5.3	5.1	4.7	5.4	5.1
全測定局平均値								9.8 [38局]	8.5 [41局]	8.6 [40局]	8.2 [40局]	8.3 [41局]

- (参考) 1 環境基準の達成とは、「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」をいう。
- 2 この表において、「×」の印のついた地点は、基準値超過を示す。
- 3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
- 4 () は、有効測定日数(250日/年)に達していない局の値を示す。
- 5 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定日数(250日/年)に達していない局の年平均値を除いて算定した。

表2 自動車排出ガス測定局の環境基準達成状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、微小粒子状物質）
（1）二酸化窒素

市 町	測 定 局	設置 主体	道 路	日平均値の年間98%値					年 平 均 値				
				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
				ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	武庫川	市	国道43号	0.051	0.048	0.038	0.037	0.033	0.025	0.023	0.017	0.017	0.016
	武庫荘総合高校	市	県道尼崎宝塚線	0.033	0.039	0.035	0.030	0.025	0.015	0.016	0.019	0.014	0.012
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0.034	0.031	0.031	0.032	0.028	0.015	0.015	0.014	0.014	0.012
	上坂部西公園	市	県道尼崎池田線	0.033	0.031	0.026	0.029	0.028	0.016	0.016	0.013	0.013	0.013
	浜田	市	国道2号	0.035	0.031	0.031	0.031	0.028	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012
	園和小学校	市	市道尼崎豊中線	0.029	0.026	0.027	0.027	0.025	0.013	0.013	0.012	0.012	0.011
西宮市	六湛寺	市	国道2号	0.030	0.028	0.028	0.029	0.023	0.013	0.013	0.012	0.012	0.011
	津門川	市	国道43号	0.036	0.032	0.030	0.032	0.027	0.015	0.015	0.013	0.014	0.013
	河原	市	国道171号	0.031	0.027	—	—	—	0.012	0.011	—	—	—
	甲子園	市	国道43号	0.036	0.033	0.032	0.031	0.029	0.017	0.017	0.016	0.014	0.013
	塩瀬	市	国道176号	0.034	0.030	0.030	0.029	0.026	0.017	0.015	0.015	0.014	0.012
芦屋市	打出	県	国道43号	0.037	0.035	(0.036)	0.035	0.032	0.018	0.018	(0.018)	0.016	0.015
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道171号	0.034	0.032	(0.028)	—	—	0.019	0.018	(0.016)	—	—
宝塚市	栄町	県	国道176号	0.035	0.032	0.031	0.031	0.027	0.019	0.018	0.017	0.016	0.014
川西市	加茂	県	県道尼崎池田線	0.027	0.025	0.025	0.023	0.022	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010
神戸市	魚崎	市	国道43号	0.037	0.036	0.035	0.035	0.031	0.017	0.017	0.016	0.015	0.013
	西部	市	阪神高速道路	0.031	0.026	0.027	0.027	0.024	0.014	0.014	0.013	0.012	0.011
	垂水	市	国道2号	0.033	0.031	0.030	0.030	0.029	0.017	0.016	0.016	0.014	0.013
	北神	市	中国自動車道	0.023	—	—	—	—	0.011	—	—	—	—
	中部	市	国道2号	0.032	0.029	0.029	0.031	0.027	0.015	0.015	0.015	0.014	0.013
	西	市	国道175号	0.030	0.025	0.025	0.024	0.023	0.013	0.013	0.013	0.012	0.010
明石市	小久保	市	国道2号	0.032	0.027	0.027	0.026	0.025	0.016	0.015	0.015	0.013	0.012
加古川市	平岡	市	国道2号(加古川バイパス)	0.026	0.024	0.024	0.023	0.021	0.013	0.012	0.011	0.011	0.011
	鳩里	市	国道250号(明姫幹線)	0.024	0.020	0.022	0.021	0.018	0.010	0.010	0.009	0.010	0.009
高砂市	中島	県	国道250号(明姫幹線)	0.024	0.023	(0.022)	0.021	0.019	0.011	0.010	(0.011)	0.010	0.009
小野市	上本町	県	県道加古川小野線	0.020	0.019	0.020	0.016	0.015	0.009	0.010	0.009	0.008	0.007
姫路市	船場	市	国道2号	0.021	0.019	0.019	0.017	0.016	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008
	飾磨	市	県道姫路港線	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020	0.010	0.011	0.010	0.009	0.009
相生市	池之内	県	国道2号	0.037	0.023	0.024	0.020	0.020	0.018	0.013	0.012	0.011	0.010
豊岡市	小尾崎	県	国道312号	0.010	0.008	0.026	0.007	0.008	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
全測定局平均値									0.014 [30局]	0.014 [29局]	0.013 [25局]	0.012 [27局]	0.011 [27局]

- (参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。」をいう。
2 この表において、「日平均値の年間98%値」の欄で「×」の印のついた地点は、長期的評価において環境基準が非達成であることを示す。
3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
4 () は、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない局の値を示す。
5 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

【自動車排出ガス測定局】

市 町	測 定 局	設置 主体	道 路	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間 数					日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m ³)					年 平 均 値					
				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
				時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	
尼崎市	武庫川	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.039	0.031	0.031	0.035	0.038	0.016	0.014	0.014	0.014	0.014
	武庫荘総合高校	市	県道尼崎宝塚線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.039	0.030	0.031	0.039	0.036	0.016	0.014	0.016	0.018	0.015
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.042	0.032	0.034	0.039	0.037	0.017	0.016	0.016	0.016	0.016
	上坂部西公園	市	県道尼崎池田線	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0.04	0.030	0.031	—	—	0.016	0.014	0.015	—	—	
西宮市	六湛寺	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.038	0.031	0.033	0.037	0.034	0.016	0.014	0.015	0.015	0.014
	津門川	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.039	0.029	0.027	0.032	0.033	0.016	0.014	0.014	0.014	0.013
	河 原	市	国道171号	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0.038	0.031	—	—	—	0.016	0.014	—	—	—	
	甲子園	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.037	0.031	0.029	0.034	0.033	0.014	0.012	0.013	0.013	0.013
	塩 瀬	市	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.037	0.026	0.026	0.031	0.032	0.014	0.013	0.013	0.013	0.013
芦屋市	打 出	県	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.033	0.026	0.028	0.034	0.031	0.013	0.011	0.012	0.013	0.012
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道171号	0	0	(0)	—	—	0	0	(0)	—	—	0.044	0.039	(0.034)	—	—	0.018	0.018	(0.018)	—	—	
宝塚市	栄 町	県	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.039	0.029	0.030	0.034	0.034	0.016	0.014	0.015	0.015	0.014
川西市	加 茂	県	県道尼崎池田線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.035	0.025	0.027	0.033	0.029	0.013	0.011	0.014	0.014	0.012
神戸市	魚 崎	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.027	0.021	0.023	0.023	0.026	0.009	0.008	0.011	0.011	0.010
	西 部	市	阪神高速道路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.038	0.029	0.027	0.030	0.029	0.015	0.013	0.013	0.013	0.012
	垂 水	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.040	0.028	0.028	0.028	0.031	0.016	0.012	0.012	0.013	0.013
	北 神	市	中国自動車道	0	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0.039	—	—	—	—	0.012	—	—	—	—
	中 部	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.039	0.031	0.032	0.036	0.040	0.015	0.014	0.015	0.015	0.015
	西	市	国道175号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.038	0.027	0.025	0.029	0.032	0.015	0.013	0.013	0.013	0.013
明石市	林 崎	市	県道明石高砂線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.052	0.039	0.040	0.046	0.046	0.018	0.017	0.017	0.017	0.016
	小 久 保	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.038	0.028	0.027	0.032	0.034	0.014	0.012	0.012	0.014	0.014
加古川市	平 岡	市	国道2号（加古川バイパス）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.047	0.033	0.033	0.037	0.039	0.017	0.014	0.015	0.015	0.015
	鳩 里	市	国道250号（明姫幹線）	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0.042	0.033	0.034	0.038	0.039	0.016	0.015	0.015	0.015	0.015
高砂市	中 島	県	国道250号（明姫幹線）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0.046	0.034	0.035	0.034	0.037	0.019	0.015	0.018	0.015	0.014
小野市	上 本 町	県	県道加古川小野線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.042	0.030	0.031	0.038	0.035	0.016	0.015	0.016	0.016	0.015
姫路市	船 場	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.042	0.032	0.032	0.038	0.041	0.016	0.015	0.015	0.016	0.015
	飾 磨	市	県道姫路港線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.037	0.028	0.032	0.033	0.036	0.015	0.014	0.015	0.015	0.015
相生市	池 之 内	県	国道2号	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0.041	0.029	0.035	0.034	0.030	0.017	0.015	0.016	0.016	0.013
豊岡市	小 尾 崎	県	国 道 3 1 2 号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.038	0.021	0.023	0.026	0.025	0.011	0.008	0.009	0.008	0.010
全測定局平均値																			0.015 [29局]	0.014 [28局]	0.014 [26局]	0.014 [25局]	0.014 [25局]	

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。

2 この表において、「日平均値の2%除外値」の欄で「×」は2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超過したことを、「△」は、2日連続で日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が非達成であることを示す。

3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

4 () は、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない局の値を示す。

5 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

2

市 町	測 定 局	設置 主体	道 路	8時間平均値が20ppmを超えた回数					日平均値が10ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値 (ppm)					年 平 均 値					
				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
				回数	回数	回数	回数	回数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	
尼崎市	武庫川	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	国設尼崎自排	国	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
西宮市	六湛寺	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3
	津門川	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2
	河原	市	国道171号	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	—	0.5	0.5	—	—	—	0.3	0.3	—	—	—
	甲子園	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
	塩瀬	市	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
芦屋市	打出	市	国道43号	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0.5	(0.5)	0.4	0.4	0.4	0.3	(0.3)	0.3	0.2	0.2
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道171号	0	0	(0)	—	—	0	0	(0)	—	—	0.6	0.5	(0.5)	—	—	0.4	0.4	(0.3)	—	—	
宝塚市	栄町	県	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
川西市	加茂	県	県道尼崎池田線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
神戸市	垂水	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	北神	市	中国自動車道	0	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0.6	—	—	—	—	0.3	—	—	—	—
	中郡	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
明石市	林崎	市	県道明石高砂線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.5	0.6	0.6	0.5	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
	小久保	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
加古川市	平岡	市	国道2号（加古川バypass）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
高砂市	中島	県	国道250号（明姫幹線）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.4	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
小野市	上本町	市	県道加古川小野線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
姫路市	船場	市																						

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が10ppm以下であり、かつ、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
2 「―」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
3 () は、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない局の値を示す。
4 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

(4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

【自動車排出ガス測定局】

市 町	測 定 局	設置 主体	道 路	日平均値の年間98%値					年 平 均 値				
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³
尼崎市	武庫川	市	国道43号	26.2	21.5	20.7	22.9	25.5	10.3	9.2	9.5	9.6	9.0
	武庫荘総合高校	市	県道尼崎宝塚線	28.1	22.5	22.8	24.8	26.3	11.2	9.9	10.8	11.6	9.5
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	27.5	21.7	21.9	23.2	27.5	10.8	9.6	9.9	9.9	9.8
	上坂部西公園	市	県道尼崎池田線	26.5	20.5	20.5	21.0	26.3	9.5	8.5	8.6	8.8	8.7
	国設尼崎自排	国	国道43号	28.8	22.7	22.0	23.4	25.2	12.5	10.9	11.1	11.0	10.4
西宮市	津 門 川	市	国道43号	28.0	21.8	19.1	19.9	23.1	11.0	9.6	9.0	8.7	8.2
	河 原	市	国道171号	28.5	22.0	—	—	—	10.3	9.1	—	—	—
	甲 子 園	市	国道43号	23.9	21.0	20.0	23.9	29.0	8.1	7.9	8.8	10.5	10.0
	塩 瀬	市	国道176号	23.9	16.7	16.2	17.9	24.8	7.9	7.0	7.0	6.9	7.9
芦屋市	打 出	県	国道43号	25.3	23.3	21.3	21.8	27.4	10.1	9.4	9.6	9.5	9.4
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道171号	28.1	22.9	(21.0)	—	—	11.4	10.6	(10.5)	—	—
宝塚市	栄 町	県	国道176号	26.7	19.7	19.0	20.3	25.3	9.7	8.6	9.4	9.1	9.3
川西市	加 茂	県	県道尼崎池田線	22.9	17.8	18.8	18.4	23.6	8.9	8.1	8.7	8.3	8.2
神戸市	魚 崎	市	国道43号	30.5	23.4	20.4	21.6	24.7	11.7	10.8	8.9	9.3	9.2
	西 部	市	阪神高速道路	27.4	21.8	20.3	20.6	26.0	11.1	9.5	9.1	9.1	8.9
	垂 水	市	国道2号	30.8	24.0	24.5	23.4	27.2	13.4	11.5	11.7	11.4	9.5
	北 神	市	中国自動車道	24.0	27.3	—	—	—	11.0	10.5	—	—	—
	西	市	国道175号	30.0	23.7	22.1	23.3	26.9	12.4	11.4	10.4	10.9	10.1
明石市	林 崎	市	県道明石高砂線	26.5	21.5	22.5	22.4	27.8	9.9	8.9	9.4	9.1	9.3
加古川市	平 岡	市	国道2号 (加古川バイパス)	28.5	25.8	23.5	24.2	30.2	11.0	10.8	10.5	10.0	9.7
高砂市	中 島	県	国道250号 (明姫幹線)	31.2	22.3	24.7	24.7	30.6	11.3	10.3	11.6	10.6	10.9
小野市	上 本 町	県	県道加古川小野線	29.2	21.9	21.5	21.8	26.8	10.2	9.2	9.8	9.0	9.2
姫路市	船 場	市	国道2号	31.4	21.2	21.4	20.9	25.6	12.3	8.7	9.2	8.8	9.0
	飾 磨	市	県道姫路港線	30.8	22.5	25.1	22.8	30.5	11.1	10.4	10.6	9.9	10.2
相生市	池 之 内	県	国道2号	28.4	19.8	22.0	22.8	28.0	9.9	8.7	9.9	10.7	10.7
豊岡市	小 尾 崎	県	国道312号	21.1	18.9	18.0	16.9	18.5	8.5	7.8	8.0	7.4	7.1
全測定局平均値									10.9	10.6	9.5	9.6	9.3
									[25局]	[26局]	[23局]	[23局]	[23局]

(参考) 1 環境基準の達成とは、「1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35μg/m³以下であること。」をいう。

2 この表において、「×」の印のついた地点は、基準値超過を示す。

3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

4 () は、有効測定日数(250日/年)に達していない局の値を示す。

5 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定日数(250日/年)に達していない局の年平均値を除いて算定した。

6 平成30年度までの尼崎市武庫川測定局の自動測定機は等価性評価試験に適合していなかったため、環境基準の判定から除外している。

表3 光化学オキシダントの環境基準達成状況

市 町	測 定 局	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数					昼間の1時間値の平均値(ppm)					昼間の日最高1時間値の平均値(ppm)				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北 部	(269)	(280)	(302)	(224)	(280)	(0.037)	(0.037)	(0.036)	(0.035)	(0.038)	(0.052)	(0.052)	(0.050)	(0.049)	(0.053)
	中 部	208	62	317	215	286	0.031	0.031	0.033	0.032	0.035	0.044	0.043	0.046	0.045	0.048
	南 部	(215)	(239)	(301)	(192)	(238)	(0.035)	(0.035)	(0.036)	(0.034)	(0.036)	(0.050)	(0.050)	(0.050)	(0.050)	(0.052)
西宮市	市 役 所	179	185	227	170	273	0.032	0.032	0.032	0.032	0.036	0.045	0.045	0.045	0.043	0.048
	鳴 尾 支 所	334	374	428	315	383	0.033	0.034	0.034	0.033	0.035	0.048	0.049	0.049	0.047	0.050
	瓦木公民館	256	266	322	197	263	0.034	0.034	0.033	0.033	0.037	0.047	0.047	0.046	0.045	0.049
	甲陵中学校	303	232	310	249	332	0.035	0.036	0.035	0.034	0.038	0.048	0.048	0.047	0.046	0.050
	山口小学校	339	302	352	264	354	0.035	0.035	0.034	0.033	0.036	0.048	0.048	0.047	0.046	0.049
	浜 甲 子 園	234	282	273	259	316	0.033	0.034	0.033	0.033	0.036	0.047	0.047	0.046	0.046	0.049
	朝日ヶ丘小学校	323	250	268	210	312	0.037	0.037	0.035	0.035	0.038	0.049	0.048	0.046	0.046	0.049
芦屋市	市 役 所	359	230	217	248	268	0.034	0.030	0.031	0.031	0.034	0.048	0.043	0.043	0.045	0.047
宝塚市	高司中学校	352	219	265	256	391	0.035	0.034	0.034	0.034	0.037	0.048	0.047	0.046	0.047	0.050
川西市	市 役 所	119	64	257	168	252	0.028	0.028	0.032	0.030	0.033	0.042	0.041	0.045	0.043	0.046
三田市	市 役 所	238	242	337	301	280	0.032	0.032	0.033	0.033	0.034	0.046	0.045	0.047	0.047	0.047
神戸市	東 灘	229	205	211	181	269	0.033	0.034	0.033	0.033	0.036	0.046	0.046	0.044	0.045	0.048
	灘	334	279	329	250	294	0.035	0.036	0.035	0.034	0.036	0.048	0.048	0.047	0.046	0.048
	兵 庫 南 部	133	169	282	199	250	0.031	0.032	0.032	0.032	0.034	0.044	0.046	0.046	0.046	0.047
	長 田	340	302	387	(93)	338	0.035	0.035	0.034	(0.030)	0.036	0.048	0.048	0.047	(0.043)	0.048
	須 磨	187	172	260	189	234	0.031	0.031	0.031	0.031	0.033	0.045	0.046	0.046	0.045	0.047
	白 川 台	—	338	433	353	335	—	0.036	0.036	0.035	0.036	—	0.049	0.049	0.048	0.048
	垂 水	211	200	288	199	246	0.032	0.032	0.032	0.032	0.034	0.046	0.047	0.046	0.046	0.048
	西 神	402	340	402	336	349	0.036	0.036	0.035	0.035	0.036	0.050	0.049	0.048	0.048	0.049
	南 五 葉	407	390	454	399	413	0.038	0.039	0.038	0.038	0.039	0.050	0.050	0.050	0.049	0.050
	北 神	250	—	—	—	—	0.031	—	—	—	—	0.045	—	—	—	—
	北 神 八 多	—	229	334	215	315	—	0.032	0.031	0.031	0.033	—	0.047	0.047	0.045	0.049
	港 島	218	249	289	314	362	0.031	0.033	0.032	0.034	0.035	0.046	0.047	0.047	0.048	0.049
	押 部 谷	319	389	394	365	367	0.036	0.038	0.037	0.037	0.038	0.048	0.050	0.049	0.049	0.051
明石市	二 見	379	399	441	402	426	0.035	0.034	0.035	0.035	0.038	0.050	0.050	0.050	0.050	0.052
	大 久 保	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	王 子	236	261	163	244	315	0.032	0.033	0.030	0.032	0.035	0.047	0.049	0.046	0.048	0.050
稲美町	町 役 場	344	409	391	317	368	0.035	0.037	0.035	0.035	0.037	0.049	0.051	0.049	0.048	0.050
播磨町	町 役 場	285	246	354	279	331	0.034	0.033	0.034	0.032	0.036	0.048	0.048	0.048	0.046	0.050
加古川市	市 役 所	347	359	386	250	359	0.035	0.035	0.034	0.034	0.036	0.049	0.050	0.049	0.047	0.050
	尾 上	328	416	357	325	408	0.034	0.034	0.033	0.033	0.035	0.049	0.051	0.048	0.047	0.050
	東 神 吉	354	364	324	323	318	0.036	0.036	0.034	0.034	0.036	0.050	0.050	0.048	0.048	0.050
高砂市	市 役 所	241	148	433	434	407	0.031	0.028	0.033	0.035	0.036	0.044	0.040	0.049	0.050	0.050
西脇市	市 役 所	259	236	302	275	328	0.032	0.032	0.032	0.032	0.035	0.046	0.047	0.047	0.047	0.049

市 町	測 定 局	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数					昼間の1時間値の平均値(ppm)					昼間の日最高1時間値の平均値(ppm)				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
姫路市	八 代	370	231	202	150	305	0.036	0.030	0.027	0.029	0.035	0.050	0.044	0.041	0.042	0.049
	広 畑	243	229	208	184	232	0.032	0.032	0.031	0.031	0.034	0.047	0.046	0.045	0.044	0.047
	飾 磨	139	127	154	101	127	0.028	0.029	0.028	0.028	0.031	0.041	0.042	0.041	0.041	0.043
	白 浜	205	293	(261)	13	64	0.030	0.033	(0.034)	0.024	0.029	0.043	0.047	(0.049)	0.035	0.040
	御 国 野	272	308	302	250	304	0.032	0.034	0.031	0.032	0.035	0.045	0.048	0.045	0.046	0.049
	網 干	232	265	280	215	284	0.032	0.033	0.032	0.031	0.034	0.046	0.047	0.046	0.045	0.048
	飾 西	245	255	244	93	255	0.031	0.032	0.030	0.027	0.032	0.046	0.047	0.045	0.040	0.047
	香 寺	314	265	306	244	316	0.033	0.033	0.032	0.032	0.035	0.048	0.048	0.047	0.046	0.050
太子町	林 田	145	(110)	57	172	224	0.028	(0.028)	0.027	0.031	0.032	0.042	(0.043)	0.039	0.044	0.046
たつの市	町 役 場	541	235	562	276	402	0.034	0.030	0.037	0.032	0.035	0.049	0.044	0.054	0.046	0.050
相生市	市 役 所	(195)	129	368	285	346	(0.034)	0.030	0.034	0.034	0.036	(0.049)	0.044	0.049	0.049	0.050
赤穂市	市 役 所	501	400	320	394	446	0.035	0.033	0.031	0.033	0.035	0.052	0.050	0.047	0.049	0.051
丹波市	市 役 所	458	496	442	469	493	0.037	0.037	0.036	0.036	0.037	0.052	0.053	0.050	0.051	0.051
豊岡市	柏 原	216	258	299	174	316	0.029	0.033	0.030	0.031	0.034	0.040	0.047	0.043	0.043	0.047
洲本市	市 役 所	219	204	211	144	195	0.032	0.033	0.032	0.031	0.033	0.045	0.046	0.044	0.044	0.044
全測定局平均値		323	361	383	352	399	0.037	0.038	0.037	0.037	0.038	0.049	0.051	0.050	0.049	0.050
							0.033 [47局]	0.033 [48局]	0.033 [48局]	0.033 [48局]	0.035 [49局]	0.047 [47局]	0.047 [48局]	0.047 [48局]	0.046 [48局]	0.049 [49局]

- (参考) 1 環境基準の達成とは、「1年間の昼間に測定されたすべての1時間値が0.06ppm以下であること。」をいう。
- 2 「昼間」とは、季節によらず、5時から20時までの15時間の時間帯をいい、6時から20時までの15個の1時間値を評価対象とする。
- 3 「―」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
- 4 全測定局平均値は、[]内の局数における昼間の1時間値の平均値の平均及び昼間の日最高1時間値の平均値の平均で、「―」印及び()を付した局を除いて算定した。

表 4 光化学スモッグ注意報等の年度別推移

	予 報		注 意 報		被害者届出数 (人)
	日 数	地域数	日 数	地域数	
平成 11 年度	5	14	7	13	209
平成 12 年度	8	15	17	61	0
平成 13 年度	0	0	5	19	0
平成 14 年度	14	44	8	23	38
平成 15 年度	3	9	7	17	0
平成 16 年度	5	9	6	10	0
平成 17 年度	8	26	9	27	0
平成 18 年度	5	23	8	20	0
平成 19 年度	3	4	4	7	0
平成 20 年度	1	1	6	13	0
平成 21 年度	3	4	5	22	0
平成 22 年度	0	0	2	5	0
平成 23 年度	1	5	0	0	0
平成 24 年度	2	4	1	2	0
平成 25 年度	2	2	2	3	0
平成 26 年度	0	0	2	2	0
平成 27 年度	2	8	2	5	0
平成 28 年度	1	1	1	2	0
平成 29 年度	2	4	1	1	0
平成 30 年度	0	0	2	3	0
令和 元 年度	4	25	3	15	0
令和 2 年度	1	1	2	3	0
令和 3 年度	0	0	0	0	0
令和 4 年度	0	0	1	4	0
令和 5 年度	0	0	1	4	0
令和 6 年度	0	0	0	0	0

(備考) 光化学スモッグ注意報等の発令基準

予 報…測定局におけるオキシダント濃度が気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあるとき。

注意報…測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき。

表 5 有害大気汚染物質の調査結果

測定場所		アクリロニトリル			アセトアルデヒド			塩化ビニルモノマー			塩化メチル			クロロホルム							
		$\mu\text{g}/\text{m}^3$			$\mu\text{g}/\text{m}^3$			$\mu\text{g}/\text{m}^3$			$\mu\text{g}/\text{m}^3$			$\mu\text{g}/\text{m}^3$							
		最大値	／	最小値	平均値	最大値	／	最小値	平均値	最大値	／	最小値	平均値	最大値	／	最小値	平均値				
全国標準 監視地点	豊岡市役所局	0.24	／	<0.0018	0.065	6.6	／	2.1	4.3	0.048	／	<0.0007	0.018	2.6	／	1.2	2.0	0.33	／	0.13	0.22
	たつの市役所局	0.13	／	<0.0018	0.055	7.6	／	1.8	4.2	0.14	／	<0.0007	0.028	2.9	／	1.3	1.9	0.36	／	0.15	0.21
地域特設 監視地点	高砂市沖浜ポンプ場	3.2	／	<0.005	0.49				36	／	0.016	3.2	2.9	／	0.91	1.8	6.9	／	0.42	1.6	
	芦屋宮川小自排局	0.20	／	<0.005	0.11				8.3	／	2.7	5.8	0.048	／	<0.0007	0.018	2.6	／	1.5	1.9	0.74
R5全国測定結果(平均値)		0.65	／	0.00080	0.052	5.8	／	0.67	2.1	1.7	／	0.0015	0.037	4.2	／	0.30	1.4	5.7	／	0.063	0.24
環境基準値		(指針値 2)			(指針値 120)			(指針値 10)			(指針値 94)			(指針値 18)							

測定場所		1,2-ジクロロエタン			ジクロロメタン			テトラクロロエチレン			トリクロロエチレン			トルエン							
		μg/m³			μg/m³			μg/m³			μg/m³			μg/m³							
		最大値	／	最小値	平均値	最大値	／	最小値	平均値	最大値	／	最小値	平均値	最大値	／	最小値	平均値				
全国標準監視地点	豊岡市役所局	0.48	／	0.082	0.22	1.5	／	0.36	0.89	0.27	／	<0.0016	0.065	0.088	／	<0.0013	0.032	13	／	1.6	6.5
	たつの市役所局	0.82	／	0.086	0.27	2.0	／	0.49	0.85	4.1	／	<0.0016	0.41	0.68	／	<0.0013	0.13	21	／	2.9	8.3
地域特設監視地点	高砂市沖浜ポンプ場	100	／	0.10	8.7	4.4	／	0.47	1.4	0.57	／	0.066	0.19	2.4	／	<0.0013	0.30	51	／	2.2	13
	芦屋宮川小自排局	0.52	／	0.091	0.28	2.9	／	0.46	1.0	0.92	／	0.041	0.26	0.25	／	<0.0013	0.059	11	／	2.5	5.9
R5全国測定結果(平均値)		11	／	0.055	0.20	14	／	0.37	1.5	1.1	／	0.0019	0.084	89	／	0.0018	0.91	36	／	0.34	5.3
環境基準値		(指針値 1.6)				150				200				130				—			

測定場所		1,3-ブタジエン			ベンゼン			ベンゾ[a]ピレン			ホルムアルデヒド		
		μg/m³			μg/m³			ng/m³			μg/m³		
		最大値	／	最小値	平均値	最大値	／	最小値	平均値	最大値	／	最小値	平均値
全国標準 監視地点	豊岡市役所局	0.13	／	0.038	0.058	1.9	／	0.33	0.85	31	／	1.6	13
	たつの市役所局	0.062	／	<0.004	0.042	1.9	／	0.32	0.82	0.48	／	0.011	0.089
地域特設 監視地点	高砂市沖浜ポンプ場	0.33	／	<0.004	0.077	2.0	／	0.83	1.3				
	芦屋宮川小自排局	0.22	／	0.040	0.077	2.0	／	0.43	1.0				
R5全国測定結果(平均値)		0.63	／	0.0029	0.074	2.0	／	0.32	0.73	1.3	／	0.0070	0.13
環境基準値		(指針値 2.5)			3			—			—		

測定場所		酸化エチレン			水銀及びその化合物			ベリリウム及びその化合物			ニッケル化合物		
		μg/m³			ng/m³			ng/m³			ng/m³		
		最大値	／	最小値	平均値	最大値	／	最小値	平均値	最大値	／	最小値	平均値
全国標準 監視地点	豊岡市役所局	0.038	／	0.010	0.023	1.7	／	1.2	1.4	0.013	／	<0.0015	0.0048
	たつの市役所局	0.031	／	0.013	0.018	4.6	／	1.2	1.8	0.062	／	0.0025	0.015
地域特設 監視地点	高砂市沖浜ポンプ場				2.1	／	0.40	1.6					
R5全国測定結果(平均値)		1.9	／	0.015	0.075	5.6	／	1.0	1.7	0.40	／	0.00080	0.019
環境基準値		—			(指針値 40)			—			(指針値 25)		

測定場所		ヒ素及びその化合物			マンガン及びその化合物			クロム及びその化合物					
		ng/m ³			ng/m ³			ng/m ³					
		最大値	／	最小値	平均値	最大値	／	最小値	平均値	最大値	／	最小値	平均値
全国標準 監視地点	豊岡市役所局	1.4	／	0.20	0.82	13	／	1.6	6.5	2.8	／	<0.5	※0.8
	たつの市役所局	3.9	／	0.17	1.4	31	／	1.6	13	6.9	／	<0.9	2
R5全国測定結果(平均値)		15	／	0.043	1.2	140	／	0.38	20	30	／	0.059	4.0
環境基準値		(指針値 6)			(指針値 140)			－					

(参考) 1 全国測定結果については、令和5年度の全国測定結果(年平均値)の最大値・最小値・平均値である。
2 兵庫県実施分のみ記載。
(注) ※は検出下限値以上、定量下限値未満の測定値である。

表6 アスベスト一般環境等モニタリング結果

(1)一般環境

測定地点	市町名	測定結果(単位:本／L)																														
		5年度	7年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度※2	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
西宮市役所	西宮市				0.05	0.05	0.05	不検出	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	※1 —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
芦屋市立潮見小学校	芦屋市			0.04	0.06	0.06	0.09	0.05	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出 ～0.1	不検出 ～0.06	不検出	0.054 ～0.28	0.070 ～0.15	0.12 ～0.22	0.071 ～0.18	0.080 ～0.22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伊丹市役所	伊丹市				0.07	0.04	0.05	0.04	0.05	不検出	不検出	不検出	不検出 ～0.04	不検出 ～0.06	不検出	0.055 ～0.070	0.056 ～0.10	0.11	0.071 ～0.081	0.070 ～0.11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宝塚総合庁舎	宝塚市				0.07	0.05	0.04	0.05	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出 ～0.11	不検出 ～0.06	0.065 ～0.080	不検出 ～0.082	0.071 ～0.16	0.056	0.071	0.056	0.12 ～0.29	0.071 ～0.11	※5 0.10 ～0.12	0.070 ～0.16	0.056 ～0.12	0.070 ～0.090	0.071	不検出 ～0.081	不検出 ～0.090	
社総合庁舎	加東市											不検出	不検出 ～0.03	不検出	不検出 ～0.06	不検出 ～0.06	0.056 ～0.18	0.054 ～0.056	不検出 ～0.12	0.069 ～0.096	不検出 ～0.056	不検出 ～0.071	0.091 ～0.45	不検出 ～0.071	0.056 ～0.18	0.096 ～0.10	不検出 ～0.071	0.055 ～0.083	不検出 ～0.071	0.055 ～0.056	不検出 ～0.055	
播磨町役場	播磨町	0.07	0.07	0.08	0.06	0.06	0.04	0.07	0.05	不検出	0.05	不検出	不検出	不検出 ～0.11	不検出 ～0.16	不検出	0.056 ～0.10	0.088 ～0.25	0.14 ～0.34	0.082 ～0.10	0.10 ～0.14	不検出 ～0.090	0.15 ～0.42	0.081 ～0.44	0.10 ～0.13	0.071 ～0.43	0.056	不検出 ～0.056	不検出 ～0.12	0.053 ～0.071	0.056 ～0.096	
龍野庁舎	たつの市											不検出	不検出	不検出	不検出	不検出 ～0.06	0.069 ～0.092	0.096 ～0.12	0.069 ～0.089	0.055 ～0.14	0.069 ～0.13	※3 0.056	※3 0.29 ～0.33	※3 0.12 ～0.14	※3 0.071 ～0.11	0.12 ～0.23	0.056	0.056 ～0.071	不検出 ～0.056	0.056 ～0.081	※3 不検出 ～0.056	
豊岡総合庁舎	豊岡市											不検出	不検出 ～0.03	不検出 ～0.16	不検出	不検出 ～0.06	0.095 ～0.10	0.053 ～0.32	0.069 ～0.078	0.094 ～0.13	0.078 ～0.080	不検出 ～0.052	0.23 ～0.25	0.056 ～0.28	0.081 ～0.090	不検出 ～0.30	0.071	不検出 ～0.071	不検出 ～0.056	0.056 ～0.071	不検出 ～0.081	
柏原総合庁舎	丹波市											不検出	不検出	不検出 ～0.06	不検出	不検出	0.056 ～0.088	0.056 ～0.17	0.068 ～0.096	0.056 ～0.080	不検出 ～0.068	不検出 ～0.055	0.14 ～0.15	0.090 ～0.23	0.056	0.11 ～0.31	不検出 ～0.056	0.056 ～0.090	0.071 ～0.081	0.056	0.056 ～0.071	
洲本総合庁舎	洲本市											不検出	不検出	不検出	不検出	不検出 ～0.11	0.082 ～0.12	0.043 ～0.060	0.093 ～0.13	0.046 ～0.063	0.093 ～0.13	0.066 ～0.10	0.11 ～0.15	※4 0.050 ～0.23	※4 0.057 ～0.068	不検出 ～0.26	不検出 ～0.055	0.055 ～0.26	不検出 ～0.056	不検出 ～0.071	不検出 ～0.057	
尼崎市公害監視センター	尼崎市	0.07	0.11	0.05	0.08	0.04	0.06	0.04	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	※1 —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※1 尼崎市はH18、西宮市はH19まで（以降、各市でモニタリングを実施）
※2 アスベストモニタリングマニュアル（環境省）が改訂されたため、H22以降は総繊維数を測定・記載
（H21まではアスベスト繊維数を測定・記載（総繊維数＞アスベスト繊維数））
※3 H27、H28、H29、H30、R6夏期は、たつの市役所において測定
※4 H29、H30は、洲本市役所において測定
※5 宝塚市はH10～H30まで宝塚市よりあいひろばにおいて測定
※6 兵庫県実施分のみ記載。

(2)道路沿道

測定地点	市町名	測定結果(単位:本／L)																			
		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 ^{※2}	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
芦屋市立宮川小学校	芦屋市	不検出	不検出	不検出	不検出 ～0.11	不検出 ～0.11	不検出 ～0.18	不検出 ～0.12	0.14 ～0.16	0.15 ～0.17	0.16 ～0.17	不検出 ～0.080	0.18 ～0.21	0.090 ～0.12	0.070 ～0.17	0.078 ～0.090	0.071 ～0.18	0.070 ～0.080	0.071	0.071	0.071

【参考】令和6年度 環境省による調査結果(平均値)

地域分類		測定結果(単位:本/L)
一般環境	住宅地域	0.077 本/L
	商工業地域	0.073 本/L
	農業地域	0.13 本/L
	内陸山間地域	0.10 本/L
	離島地域	0.079 本/L
高速道路及び幹線道路沿線		0.073 本/L

表7 酸性雨自動採取機による監視結果

年度	神戸（須磨）					豊 岡				
	降水量 (mm)	年平均値				降水量 (mm)	年平均値			
		pH	EC	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻		pH	EC	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻
H3	1127	4.4	25	2.31	1.61	1991	4.5	25	2.31	1.61
H4	1042	4.5	25	1.79	1.55	1908	4.7	25	1.79	1.55
H5	1453	4.6	23	2.04	1.59	1965	4.7	23	2.04	1.59
H6	392	4.4	25	2.30	2.80	1478	4.6	25	2.30	2.80
H7	1088	4.5	25	2.25	1.96	1799	4.6	25	2.25	1.96
H8	942	4.4	31	2.08	1.85	1839	4.4	31	2.08	1.85
H9	1312	4.6	22	1.12	2.08	2069	4.6	22	1.12	2.08
H10	1228	4.5	20	1.74	1.19	1968	4.7	30	2.66	2.43
H11	1128	4.6	23	2.52	1.63	1820	4.7	30	2.88	2.08
H12	979	4.5	23	2.01	1.54	1815	4.5	34	3.74	1.90
H13	714	4.4	23	2.74	1.02	1877	4.8	30	2.16	1.08
H14	750	4.5	27	2.22	1.08	1401	4.5	45	2.88	1.35
H15	1113	4.6	22	1.63	1.07	1788	4.6	31	2.14	1.03
H16	1346	4.8	27	2.78	0.92	2149	4.6	31	1.83	1.07
H17	719	4.4	29	3.93	1.70	1723	4.3	36	4.42	1.61
H18	1110	4.4	27	1.66	2.51	1722	4.5	35	2.59	1.78
H19	1029	4.5	23	1.71	2.28	2089	4.5	33	2.23	1.96
H20	1219	4.6	19	1.76	1.25	(1147)	(4.6)	(47)	(3.22)	(1.34)
H21	1237	4.8	19	2.11	1.68	2008	4.8	27	2.23	1.53
H22	1466	4.8	15	1.29	0.86	2138	4.7	38	2.51	1.53
H23	1770	4.8	14	1.36	0.87	2630	4.7	32	2.14	1.28
H24	1192	4.7	19	1.71	1.12	2044	4.6	43	2.98	1.79
H25	1474	4.7	16	1.39	1.01	1948	4.6	41	2.52	1.39
H26	(1097)	(4.6)	(26)	(1.5)	(0.87)	(1646)	(4.5)	(43)	(1.92)	(0.96)
H27	1365	4.8	17	1.32	0.91	1258	4.7	30	1.91	1.26
H28	1187	4.8	16	1.32	0.93	1626	4.7	36	2.15	1.21
H29	(1132)	(4.8)	(17)	(1.4)	(0.93)	1778	4.8	28	1.70	1.10
H30	1844	4.9	24	1.30	0.55	1579	4.9	28	1.12	0.78
R1	1154	4.7	17	1.27	0.92	1150	4.8	35	2.03	1.13
R2	1604	4.9	12	0.79	0.63	1884	4.9	28	1.57	0.97
R3	1403	4.8	13	0.79	0.69	1850	4.8	30	1.56	1.06
R4	950	4.9	15	1.17	1.03	1628	5.0	35	1.86	1.08
R5	1176	5.1	13	0.95	0.85	(2150)	(5.2)	(27)	(1.45)	(0.92)
R6	1387	5.1	9.8	0.72	0.74	2154	5.2	33	1.69	0.94

（備考） 1 自動採取測定機の設置年月 平成3年2月
2 測定項目 pH：水素イオン濃度指数 EC：導電率（ $\mu\text{S}/\text{cm}$ ）
SO₄²⁻：硫酸イオン濃度（ $\mu\text{g}/\text{mL}$ ） NO₃⁻：硝酸イオン濃度（ $\mu\text{g}/\text{mL}$ ）
3 測定項目 （ ）は、装置不良等のため一部欠測であることを示す。
H20年豊岡：5月第3週～10月第4週まで欠測
H26年神戸：4月第2週及び8月第3～4週まで欠測
H26年豊岡：4月第2週～5月第3週まで欠測
H29年神戸：8月第1週～8月第4週まで欠測
R5年豊岡：4月第1週～5月第4週まで欠測

表 8 自動車騒音の測定結果

路線名		調査地点	調査日	車線数	測定結果 (dB)		環境基準適合	
					昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道	一般国道2号	赤穂郡上郡町梨ヶ原 *	令和6年11月11日 ～ 11月12日	3	73	73	×	×
太子竜野バイパス	一般国道2号	揖保郡太子町山田 *	令和6年11月7日 ～ 11月8日	4	68	64	○	○
一般国道	一般国道43号 (阪神高速3号線)	尼崎市西本町	令和6年6月12日 ～ 6月13日	6+4	64	61	○	○
一般国道		西宮市市庭町	令和6年6月12日 ～ 6月13日	6+4	62	59	○	○
一般国道		芦屋市竹園町	令和6年6月12日 ～ 6月13日	6+4	60	57	○	○
一般国道		神戸市東灘区御影塚町	令和6年6月12日 ～ 6月13日	6+4	62	59	○	○
一般国道	一般国道173号	川辺郡猪名川町民田字平井 *	令和6年10月16日 ～ 10月17日	2	68	64	○	○
一般国道	一般国道178号	美方郡香美町香住区上岡 *	令和6年9月30日 ～ 10月1日	2	66	59	○	○
一般国道	一般国道178号	美方郡新温泉町七釜 *	令和6年9月30日 ～ 10月1日	2	65	57	○	○
一般国道	一般国道250号	加古郡播磨町北古田1丁目 *	令和6年11月21日 ～ 11月22日	4	69	63	○	○
一般国道	一般国道312号	神崎郡福崎町南田原 *	令和6年11月7日 ～ 11月8日	4	62	56	○	○
一般国道	一般国道312号	神崎郡市川町屋形 *	令和6年11月7日 ～ 11月8日	2	70	62	○	○
播但連絡道路	一般国道312号	神崎郡神河町吉富 *	令和6年11月7日 ～ 11月8日	2	67	61	○	○
一般国道	一般国道373号	赤穂郡上郡町奥井新 *	令和6年11月11日 ～ 11月12日	2	68	64	○	○
一般国道	一般国道373号	赤穂郡上郡町赤松 *	令和6年11月11日 ～ 11月12日	2	64	59	○	○
一般国道	一般国道427号	多可郡多可町中区曾我井 *	令和6年12月24日 ～ 12月25日	2	59	50	○	○
主要地方道	川西篠山線	川辺郡猪名川町若葉町1丁目 *	令和6年10月16日 ～ 10月17日	4	63	54	○	○
主要地方道	川西篠山線	川辺郡猪名川町木津字八十 *	令和6年10月16日 ～ 10月17日	2	62	52	○	○
主要地方道	川西三田線	川辺郡猪名川町紫合庵平井 *	令和6年10月16日 ～ 10月17日	4	65	56	○	○
主要地方道	相生穴栗線	赤穂郡上郡町光都 *	令和6年11月7日 ～ 11月8日	4	61	51	○	○
主要地方道	赤穂佐伯線	赤穂郡上郡町上郡 *	令和6年11月11日 ～ 11月12日	2	57	49	○	○
主要地方道	多可北条線	多可郡多可町八千代区仕出原 *	令和6年12月24日 ～ 12月25日	2	68	61	○	○
一般県道	大久保稲美加古川線	加古郡稲美町蛸草 *	令和6年11月21日 ～ 11月22日	2	66	58	○	○
高速自動車国道	新名神高速道路	猪名川町猪瀬字大岩 *	令和6年10月16日 ～ 10月17日	4	70	68	○	×
高速自動車国道	中国自動車道	佐用郡佐用町奥金近 *	令和6年11月11日 ～ 11月12日	4	70	68	○	×

1 *は常時監視地点を示す。

2 兵庫県実施分のみ記載。

表 9-1 大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果

(評価指標：Lden、単位：dB)

測 定 場 所		測定 機関	環境基準 地域類型	R6 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	R7 1 月	2 月	3 月	平均	環境基準 適合状況
伊 丹 市	桜台小学校	県	I	57.0	56.9	56.6	55.6	56.7	56.5	57.2	57.2	56.7	56.3	56.2	57.1	56.7	○
	花里小学校	県	I	55.6	55.6	55.3	53.9	54.9	54.5	55.5	55.8	55.6	55.1	55.0	55.9	55.3	○
	緑ヶ丘センター	会社	I	56.7	56.8	56.0	54.4	55.3	55.4	56.7	57.5	57.8	57.3	57.5	57.5	57	○
	北野センター	会社	I	57.2	56.9	56.7	55.5	56.3	56.6	56.9	56.7	56.2	56.3	56.0	56.6	57	○
	西桑津会館 (12月から西桑津セ ンター)	市	Ⅱ	60.9	60.7	60.2	58.9	60.4	59.3	60.9	61.6	58.0	(61.1)	(61.6)	(61.3)	(60.5)	○
川 西 市	西猪名公園	県	Ⅱ	64.1	64.1	64.3	63.6	64.1	64.0	64.0	63.7	63.3	63.1	62.9	63.7	63.8	×
	久代小学校	会社	I	62.2	62.2	62.0	61.7	62.0	61.9	62.1	62.1	61.7	61.5	61.5	62.0	62	×
宝 塚 市	長尾南会館	県	I	51.9	51.8	51.4	50.0	50.7	50.5	51.4	51.3	50.9	51.0	49.7	50.8	51.0	○
	安倉中学校	会社	I	54.6	54.3	54.0	52.9	53.6	53.6	54.1	54.3	54.1	54.1	53.8	54.4	54	○
西 宮 市	阪神特別支援学校	会社	I	53.0	52.7	52.2	50.7	52.3	52.2	53.0	53.3	52.8	52.8	52.7	53.2	53	○
尼 崎 市	武庫北小学校	県	I	53.2	53.2	53.0	51.5	53.0	53.1	53.8	53.9	53.0	52.4	52.3	53.4	53.0	○

- 〔備考〕 1. 平成25年度からの環境基準地域類型Ⅰは、専ら住居の用に供する地域で基準値はLden 57dB以下、類型Ⅱは、Ⅰ以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域で基準値はLden 62dB以下。
2. 各月の欄の()内は令和6年1月、2月、3月のデータ、「平均」欄の()内は令和6年(暦年)の平均値である。
3. 測定機関が会社とあるものは、2024年度版大阪国際空港騒音調査年報(関西エアポート株式会社)による。
測定機関が市とあるものは、航空機騒音監視システム2024年騒音調査年報(伊丹市都市活力部まち資源室)による。

表 9-2 大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果

(単位：WECPNL)

測 定 場 所		測定 機関	環境基準 地域類型	R6 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	R7 1 月	2 月	3 月	平均	旧 環境基準 適合状況
伊 丹 市	桜台小学校	県	I	68.6	68.4	68.2	67.2	68.7	68.3	69.0	69.0	68.2	67.7	67.8	68.9	68.4	○
	花里小学校	県	I	67.1	67.1	66.7	65.5	66.8	66.3	67.1	67.6	67.3	66.6	66.8	67.6	66.9	○
	緑ヶ丘センター	会社	I	68.3	68.3	67.5	65.7	66.6	67.0	68.4	69.1	69.1	68.4	69.0	69.3	68.2	○
	北野センター	会社	I	69.5	69.1	69.0	67.7	68.8	69.0	69.4	69.1	68.1	68.2	68.0	69.1	68.8	○
	西桑津会館 (12月から西桑津セ ンター)	市	Ⅱ	75.6	76.0	75.9	75.6	75.6	75.2	74.5	75.5	74.5	(75.5)	(76.3)	(73.4)	(75.4)	×
川 西 市	西猪名公園	県	Ⅱ	78.4	78.3	78.7	78.1	78.6	78.7	78.4	78.0	77.3	77.1	77.0	77.9	78.1	×
	久代小学校	会社	I	75.7	75.4	75.4	75.2	75.8	75.6	75.7	75.6	74.8	74.4	74.7	75.5	75.3	×
宝 塚 市	長尾南会館	県	I	64.5	64.0	63.6	62.1	63.5	62.8	64.0	63.7	62.7	62.9	61.7	63.3	63.3	○
	安倉中学校	会社	I	66.7	66.2	65.9	64.8	65.9	65.7	66.4	66.5	66.0	65.9	65.8	66.7	66.1	○
西 宮 市	阪神特別支援学校	会社	I	63.7	63.3	62.7	61.1	63.3	62.8	63.9	64.1	63.6	63.3	63.4	64.1	63.4	○
尼 崎 市	武庫北小学校	県	I	64.3	64.3	64.0	62.5	64.4	64.2	65.0	65.2	64.5	63.7	63.8	64.9	64.3	○

- 〔備考〕 1. 平成24年度までの環境基準地域類型Ⅰは、専ら住居の用に供する地域で基準値は70WECPNL以下、類型Ⅱは、Ⅰ以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域で基準値は75WECPNL以下。
2. 各月の欄の()内は令和6年1月、2月、3月のデータ、「平均」欄の()内は令和6年(暦年)の平均値である。
3. 測定機関が会社とあるものは、2024年度版大阪国際空港騒音調査年報(関西エアポート株式会社)による。
測定機関が市とあるものは、航空機騒音監視システム2024年騒音調査年報(伊丹市都市活力部まち資源室)による。

表10 淡路島における航空機騒音の測定結果

(評価指標:Lden、単位:dB)

測定地点	令和6年度				
	測定期間	Lden			適合状況
		最大	最小	平均	
淡路市岩屋 石屋小学校	10/16～10/29	48	35	43	○
淡路市夢舞台 国際会議場	12/13～12/26	39	30	36	○
洲本市安平 安平中学校	11/29～12/11	47	29	44	○
洲本市由良 由良小学校	11/15～11/27	40	29	37	○
南あわじ市沼島 沼島小学校	7/3～7/7	37	34	36	○
南あわじ市沼島 沼島小学校	10/31～11/13	45	39	43	○

※適合状況はI類型の環境基準（Lden 57dB）と比較した場合である。

表11 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

地域 類型	測定場所 (線路最寄り 地点の地名)	測 定 年月日	騒音測定結果 (dB (A))			振動測定結果 (dB)			測定本数 上り / 下り	用 途 地 域	東京起点 の距離 (km)	測定地点 側の軌道 の別	構造物の種類		軌道の 種 類	防音壁の種類	
			12.5m 地点	25m 地点	50m 地点	12.5m 地点	25m 地点	50m 地点					種類	軌道面 の高さ (m)		種類	レール からの 高さ (m)
I	伊丹市南野	R6.11.1	68	68	64	58	55	48	9 / 12	第2中高	527.058	下り	ケタ	7.6	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	2.45
	加古川市尾上町 長田	R6.10.31	74	<u>72</u>	69	66	58	46	10 / 11	第1住居	585.300	下り	ラーメン	9.8	バラスト	直 型	2.45
	高砂市松陽	R6.10.31	76	<u>72</u>	69	60	56	52	8 / 12	第1住居	591.000	下り	ラーメン	6.8	バラスト	直 型	2.45
	揖保郡太子町 東南	R6.10.29	76	<u>74</u>	70*	64	58	52*	8 / 14	第1中高	611.050	上り	ラーメン	7.8	バラスト	直 型	1.75
	たつの市揖保町 西構	R6.10.28	72	<u>71</u>	71	58	55	45	10 / 11	調 整	614.480	上り	ラーメン	8.4	バラスト	直 型 吸音板 あり	2.25
	相生市那波野	R6.10.22	72	70	66	62	58	49	12 / 13	第1住居	619.440	下り	ラーメン	7.5	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	1.95
	赤穂市真殿門前	R6.10.21	73	<u>71</u>	67	57	48	45	13 / 9	調 整	629.140	下り	ラーメン	10.5	バラスト	直型+ ラムダ	2.45

* : 53m地点での測定結果

- (備考) 1. 騒音の環境基準地域類型 I は主として住居の用に供される地域で基準値は70dB以下である。
(適合状況は、近接軌道中心から25mの地点において評価)
2. 騒音の基準値超過にはアンダーラインを示した。
3. 振動の指針値は70 d B 以下である。
4. 兵庫県実施分のみ記載。

表12 河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況等

(1) BOD又はCOD

①河川

水域名		環境基準			採水地点（市町名）	BOD経年変化(単位mg/L) 75%値				備考
		類型	類型指定年月日	達成期間		26年度	R4年度	R5年度	R6年度	
猪名川	上流	A(BOD2mg/L以下)	H21.3.31	イ	銀橋（川西市）	0.8	0.9	0.8	0.7	
					軍行橋（伊丹市）	0.8	1.0	0.8	1.0	
	下流(1)	B(BOD3mg/L以下)	H13.3.30	ロ	中園橋（尼崎市）	1.0	1.2	1.0	1.1	
	下流(2)	D(BOD8mg/L以下)	H13.3.30	イ	利倉橋（豊中市）	8.1	2.9	2.5	2.6	
神崎川		B(BOD3mg/L以下)	H13.3.30	ロ	辰巳橋（尼崎市） （大阪市）	1.7	2.2	2.4	1.8	
庄下川		C(BOD5mg/L以下)	H3.3.29	ハ	尾浜大橋（尼崎市）	1.6	1.4	1.1	1.2	
昆陽川		C(BOD5mg/L以下)	H3.3.29	ハ	尾浜橋（尼崎市）	1.8	1.8	1.5	1.8	
武庫川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S45.9.1	イ	大橋（三田市）	0.7	0.9	0.8	0.8	
	中流	B(BOD3mg/L以下)	S45.9.1	イ	百間樋（宝塚市）	0.8	1.3	0.9	1.1	
	下流	C(BOD5mg/L以下)	S45.9.1	イ	甲武橋（尼崎市） （西宮市）	1.6	1.3	1.2	1.2	
夙川		C(BOD5mg/L以下)	H3.3.29	ハ	夙川橋（西宮市）	1.2	1.1	1.1	0.9	
福田川		E(BOD10mg/L以下)	S60.3.22	ロ	福田橋（神戸市）	2.4	1.6	1.2	1.1	
明石川	上流	B(BOD3mg/L以下)	S48.9.4	イ	上水源取水口（神戸市）	1.9	1.4	1.4	0.9	
	下流	C(BOD5mg/L以下)	S48.9.4	ロ	嘉永橋（明石市）	2.5	1.3	1.0	1.1	
伊川		C(BOD5mg/L以下)	S60.3.22	ロ	二越橋（神戸市）	1.6	1.4	1.7	1.3	
谷八木川		E(BOD10mg/L以下)	S60.3.22	ハ	谷八木橋（明石市）	5.5	3.1	2.5	2.9	
喜瀬川		D(BOD8mg/L以下)	H1.3.22	ハ	野添橋（播磨町）	2.0	1.9	2.8	3.0	
加古川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S45.9.1	イ	井原橋（丹波市）	0.6	0.8	1.0	1.2	
	下流	B(BOD3mg/L以下)	S45.9.1	ロ	板波橋（西脇市）	0.9	0.9	0.9	1.0	
	下流	B(BOD3mg/L以下)	S46.5.25	ロ	加古川橋（加古川市）	1.5	1.6	1.2	2.2	
志染川		B(BOD3mg/L以下)	S60.3.22	ロ	坂本橋（神戸市）	1.1	1.3	1.0	0.6	
別府川		C(BOD5mg/L以下)	H6.3.1	ハ	十五社橋（加古川市）	2.0	2.2	1.7	1.7	

水 域 名			環 境 基 準			採水地点（市町名）	BOD経年変化(単位mg/L) 75%値				備 考
			類 型	類型指定年月日	達成期間		26年度	R4年度	R5年度	R6年度	
市 川	上 流		A (BOD2mg/L以下)	S48.9.4	イ	神 崎 橋 (福崎町)	0.8	0.6	0.9	0.6	
						仁 豊 野 橋 (姫路市)	1.5	0.9	0.8	0.7	
	下 流		B (BOD3mg/L以下)	S48.9.4	ロ	工業用水取水点 (姫路市)	1.3	1.2	0.9	0.9	
船 場 川	上 流		B (BOD3mg/L以下)	H3.3.29	イ	保 城 橋 (姫路市)	0.9	1.2	1.1	1.3	
	下 流		C (BOD5mg/L以下)	H3.3.29	イ	加 茂 橋 (姫路市)	2.2	1.4	2.4	1.4	
夢 前 川	上 流		A (BOD2mg/L以下)	S48.9.4	イ	蒲 田 橋 (姫路市)	1.1	0.9	0.7	0.8	
	下 流		B (BOD3mg/L以下)	S48.9.4	イ	京 見 橋 (姫路市)	1.3	0.7	1.1	0.7	
揖 保 川	上 流		A (BOD2mg/L以下)	S48.5.1	イ	宍 栗 橋 (宍粟市)	0.7	0.6	0.6	0.5	
						龍 野 橋 (たつの市)	0.7	0.6	0.6	0.6	
	下 流		B (BOD3mg/L以下)	S48.5.1	ハ	王 子 橋 (姫路市) (たつの市)	0.7	0.7	0.7	0.7	
千 種 川	上 流		A A (BOD1mg/L以下)	S47.6.23	イ	室 橋 (宍粟市)	0.6	0.5	0.9	< 0.5	
	下 流		A (BOD2mg/L以下)	S47.6.23	イ	隈 見 橋 (上郡町)	0.5	0.9	1.2	0.6	
						坂 越 橋 (赤穂市)	1.4	0.9	0.9	0.9	
円 山 川	上 流		A (BOD2mg/L以下)	S49.3.5	ロ	上 小 田 橋 (養父市)	0.8	0.7	0.7	0.8	
						上 ノ 郷 橋 (豊岡市)	0.7	0.6	0.6	0.6	
	下 流		B (BOD3mg/L以下)	S49.3.5	イ	立 野 大 橋 (豊岡市)	1.1	0.6	0.6	0.5	
竹 野 川			A (BOD2mg/L以下)	S51.1.23	イ	竹 野 新 橋 (豊岡市)	0.5	0.5	1.0	0.9	
佐 津 川			A (BOD2mg/L以下)	S51.1.23	イ	佐 津 川 橋 (香美町)	0.6	0.6	1.0	0.7	
矢 田 川	上 流		A A (BOD1mg/L以下)	S50.2.4	イ	細 野 橋 (香美町)	0.5	< 0.5	0.9	0.5	
	下 流		A (BOD2mg/L以下)	S50.2.4	イ	油 良 橋 (香美町)	0.7	0.6	0.9	0.9	
岸 田 川	上 流		A A (BOD1mg/L以下)	S50.2.4	イ	高 橋 (新温泉町)	< 0.5	0.5	0.8	1.0	
	下 流		A (BOD2mg/L以下)	S50.2.4	イ	清 富 橋 (新温泉町)	0.6	0.8	1.0	1.0	
阪 神 地域 諸 河 川	蓬 川		—	—	—	琴 浦 橋 (尼崎市)	1.2	1.9	2.2	2.5	
	野 田 川		—	—	—	九 郎 橋 上 流 (西宮市)	2.2	1.0	0.9	1.3	
	住 吉 川		—	—	—	住 吉 川 橋 (神戸市)	1.1	1.0	0.8	< 0.5	
	都 賀 川		—	—	—	昌 平 橋 (神戸市)	1.4	0.9	0.9	0.5	
	新 湊 川		—	—	—	南 所 橋 (神戸市)	1.8	1.4	1.4	1.1	
播 磨 地域 河 川	天 川		—	—	—	日 笠 歩 道 橋 (高砂市)	1.1	1.6	1.1	3.5	
	法華山谷川		—	—	—	千 鳥 大 橋 (高砂市)	0.8	1.4	3.3	1.7	
	八 家 川		—	—	—	国道2号線バypass下 (姫路市)	1.3	1.4	1.2	1.1	
	大 津 茂 川		—	—	—	大 平 橋 (姫路市)	1.6	0.9	1.4	1.0	
淡 路 河 川	洲 本 川		—	—	—	潮 橋 (洲本市)	1.2	1.2	1.2	3.5	
	三 原 川		—	—	—	脇 田 橋 (南あわじ市)	1.8	1.6	2.6	2.4	

②海域

水域名		環境基準			採水地点	COD経年変化(単位mg/L) 75%値				備考
		類型	類型指定年月日	達成期間		26年度	R4年度	R5年度	R6年度	
大阪湾	大阪湾 (1)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 12. 28	イ	神戸市東部沖1	4. 3	5. 3	4. 2	4. 4	
					西宮市沖1	5. 6	6. 6	5. 4	5. 6	
	" (2)	B (COD 3mg/L以下)	S46. 12. 28	ロ	神戸市東部沖2	* 4. 4	* 3. 9	* 4. 4	* 4. 4	
					西宮市沖2	* 4. 6	* 5. 8	* 4. 4	* 4. 7	
	" (3)	A (COD 2mg/L以下)	S46. 12. 28	ハ	神戸市東部沖3	* 2. 5	* 4. 0	* 3. 8	* 3. 4	
	" (4)	A (COD 2mg/L以下)	S46. 12. 28	ロ	神戸市中央部沖	* 3. 3	* 3. 5	* 3. 2	* 2. 9	
					神戸市東部沖4	* 2. 3	* 3. 3	* 2. 8	* 2. 4	
	" (5)	A (COD 2mg/L以下)	S46. 12. 28	イ	神戸市西部沖1	1. 7	1. 9	2. 0	1. 8	
					神戸市西部沖2	1. 6	2. 0	2. 0	1. 8	
	洲本港 (1)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 12. 28	イ	洲本内港内	1. 8	2. 0	1. 9	2. 1	
播磨	洲本港 (2)	B (COD 3mg/L以下)	S46. 12. 28	イ	洲本外港内	1. 8	2. 0	2. 0	2. 3	
	津名港	C (COD 8mg/L以下)	S46. 12. 28	イ	津名港内	2. 2	2. 1	2. 2	2. 7	
	兵庫運河	C (COD 8mg/L以下)	S46. 12. 28	ロ	材木橋	3. 0	3. 5	3. 3	3. 1	
	播磨海域 (1)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	明石港内	1. 8	2. 0	2. 0	1. 9	
	" (2)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	別府港内	3. 2	3. 6	3. 4	4. 1	
	" (3)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	ロ	高砂本港内	2. 8	4. 5	4. 1	4. 0	
	" (4)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	ロ	高砂西港港口先	2. 5	2. 9	3. 0	4. 0	
	" (5)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	大塩港内	3. 7	4. 5	3. 4	5. 0	
	" (6)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	東部工業港内	2. 4	3. 3	3. 9	4. 0	
	" (7)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	飾磨港内1	3. 7	7. 2	4. 9	5. 7	
磨	" (8)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	広畑港内	2. 9	3. 9	5. 1	5. 1	
	" (9)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	網干港内	2. 9	4. 5	4. 9	5. 0	
	" (10)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	材木港内	2. 9	3. 9	3. 5	4. 1	
	" (11)	B (COD 3mg/L以下)	S46. 5. 25	ロ	二見港沖	2. 1	2. 4	2. 3	2. 3	
					別府港沖	2. 1	2. 4	2. 3	2. 5	
					高砂西港沖	2. 5	* 3. 1	* 3. 2	* 3. 5	
					白浜沖	2. 9	2. 9	* 3. 1	* 3. 9	
					飾磨港沖	2. 8	* 3. 3	* 3. 3	* 4. 2	
					網干港沖	* 3. 1	* 3. 1	* 3. 4	* 4. 0	
	" (12)	B (COD 3mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	明石港沖	1. 7	1. 9	2. 1	1. 9	
灘	" (13)	A (COD 2mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	明石林崎沖	1. 8	* 2. 1	2. 0	1. 7	
					別府港沖合	1. 8	* 2. 2	* 2. 3	* 2. 1	
					東部工業港沖合	* 2. 5	* 2. 9	* 3. 1	* 3. 1	

水 域 名		環 境 基 準			採水地点	C O D 経年変化 (単位mg/L) 75%値				備考
		類 型	類型指定年月日	達成期間		26年度	R4年度	R5年度	R6年度	
播 北 磨 西	播 磨 灘 北西部海域	A (C O D 2mg/L以下)	S49. 5. 13	口	赤穂市中央部沖	* 2. 5	* 2. 6	* 2. 9	* 2. 6	
					赤穂市東部沖	* 2. 5	* 2. 6	* 2. 9	* 2. 6	
淡 路 島 南 西 部 海 域	淡 路 島 西部南部海域	A (C O D 2mg/L以下)	S52. 3. 29	イ	淡路市浜沖	1. 7	2. 0	2. 0	2. 0	
					淡路市撫沖	1. 7	1. 9	1. 9	1. 9	
					南あわじ市慶野沖	1. 7	1. 8	2. 0	1. 9	
					南あわじ市鳥取沖	1. 6	1. 6	1. 8	1. 6	
					南あわじ市白崎沖	1. 6	1. 5	1. 8	1. 6	
山 東 陰 部 海 西 岸 部	山 陰 海 岸 地 先 海 域	A (C O D 2mg/L以下)	S51. 1. 23	イ	豊岡市津居山沖	1. 3	1. 3	1. 2	1. 5	
					豊岡市冠島沖	1. 3	1. 4	1. 2	1. 7	
					豊岡市浜須井沖	1. 5	1. 2	1. 2	1. 5	
					香美町無南垣沖	1. 3	1. 5	1. 2	1. 5	
					新温泉町鬼門崎沖	1. 3	1. 6	1. 3	1. 5	
	津居山港海域	B (C O D 3mg/L以下)	S51. 1. 23	イ	津居山港内	2. 1	1. 9	2. 1	* 3. 1	

③湖沼

水 域 名	環 境 基 準			採水地点（市町名）	COD経年変化(単位mg/L) 75%値				備 考
	類 型	類型指定年月日	達成期間		26年度	R4年度	R5年度	R6年度	
千 苺 水 源 池	A (C O D 3 mg/L以下)	S53. 3. 24	イ	取水塔前（神戸市）	* 3. 6	* 3. 5	* 4. 8	* 4. 7	

- 備考 1 環境基準の類型とは、自然環境保全、水道水、工業用水等、水の利用目的の適応性を考慮し、維持達成すべきことが望ましい水質をランク付けしたものである。
- 2 環境基準の達成期間「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成を示す。
- 3 B O D、C O Dの経年変化欄の数字は、調査期間のn個の日間平均値を水質のよいものから並べた時、 $n \times 0.75$ 番目にくる数値を示す。
- 4 *印は、測定値が環境基準非達成のものを示す。
- 5 B O D : 水中の汚濁物（有機物など）が微生物の働きによって分解される過程において消費される酸素量のことで、この数値が大きいほど水中の汚濁物が多いことを示し、河川水などの汚濁の程度を示す代表的な指標とされている。
- C O D : 水中の汚濁物（有機物など）を酸化剤で分解するときに消費される酸素量のことで、この数値が大きいほど水中の汚濁物が多いことを示し、海域などの汚濁の程度を示す代表的な指標とされている。

(2) 全窒素、全燐

①海域

水 域 名		環 境 基 準				採水地点	水域内年平均値 (mg/L)								備 考
		類 型		類型指定 年 月 日	達成 期間		全窒素				全 磷				
							26年度	R4年度	R5年度	R6年度	26年度	R4年度	R5年度	R6年度	
大 阪 湾	大阪湾 (イ)	Ⅳ 全窒素 1 mg/L以下 全磷 0.09 mg/L以下	H7. 2. 28	イ	兵庫県2地点 大阪府3地点 (全5地点)	0.56	0.43 (0.39)	0.46 (0.40)	0.39 (0.31)	0.060	0.049 (0.048)	0.048 (0.045)	0.041 (0.035)		
	" (ロ)	Ⅲ 全窒素 0.6 mg/L以下 全磷 0.05 mg/L以下	H7. 2. 28	イ	兵庫県3地点 大阪府4地点 (全7地点)	0.36	0.27 (0.26)	0.32 (0.36)	0.26 (0.24)	0.038	0.031 (0.030)	0.035 (0.039)	0.030 (0.028)		
	" (ハ)	Ⅱ 全窒素 0.3 mg/L以下 全磷 0.03 mg/L以下	H7. 2. 28	イ	兵庫県5地点 大阪府5地点 (全10地点)	0.23	0.18 (0.16)	0.18 (0.16)	0.17 (0.14)	0.026	0.022 (0.023)	0.025 (0.026)	0.023 (0.022)		
播 磨 灘	播磨灘 (イ)	Ⅲ 全窒素 0.6 mg/L以下 全磷 0.05 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 1 地点	0.19	0.14	0.12	0.11	0.024	0.023	0.024	0.022		
	" (ロ)	Ⅲ 全窒素 0.6 mg/L以下 全磷 0.05 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 3 地点	0.21	0.17	0.14	0.15	0.024	0.023	0.024	0.024		
	" (ハ)	Ⅲ 全窒素 0.6 mg/L以下 全磷 0.05 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 2 地点	0.32	0.19	0.26	0.27	0.033	0.027	0.029	0.028		
	" (二)	Ⅱ 全窒素 0.3 mg/L以下 全磷 0.03 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 5 地点	0.17	0.15	0.10	0.12	0.023	0.023	0.020	0.022		
播磨灘北西部		Ⅱ 全窒素 0.3 mg/L以下 全磷 0.03 mg/L以下	H9. 4. 28	イ	兵庫県3地点 岡山県3地点 (全 5 地点)	0.17	0.15 (0.14)	0.13 (0.10)	0.14 (0.11)	0.025	0.025 (0.024)	0.022 (0.019)	0.022 (0.019)	兵庫県と岡山 県で 1 地点重 複して測定	
淡路島西部南部		Ⅱ 全窒素 0.3 mg/L以下 全磷 0.03 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 5 地点	0.15	0.13	0.09	0.11	0.020	0.019	0.020	0.023		

()内は、大阪府又は岡山県の測定地点を除いた、兵庫県測定結果のみの平均値。

②湖沼

水 域 名	環 境 基 準			採水地点（市町名）	年平均値 (mg/L)				備 考
	類 型	類型指定 年 月 日	達成 期間		全 燐				
					26年度	R4年度	R5年度	R6年度	
千 苧 水 源 池	Ⅱ 全燐 0.01 mg/L以下 (暫定目標、R7年度まで適用) 全燐 0.019 mg/L以下	H14. 4. 30	二	取水塔前（神戸市）	* 0.020	0.017	* 0.026	* 0.033	

備考 1 環境基準の類型とは、自然環境保全、水道水、工業用水等、水の利用目的の適応性を考慮し、維持達成すべきことが望ましい水質をランク付けしたものである。

2 暫定目標とは、環境基準の達成期間内における達成が困難と考えられる水域における暫定的な目標値を示す。

3 環境基準の達成期間「Ⅰ」は直ちに達成、「Ⅱ」は段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めるを示す。

4 年平均値とは、水域内測定地点の表層の平均値である。

5 * 印は、測定値が環境基準非達成のものを示す。

表13 地下水質の状況（調査区分別総括表、環境基準超過の状況）

（１）地下水質調査機関別測定地点数総括表（概況調査）

調 査 種 別		概 況 調 査																			
調 査 機 関		国土交通省		兵庫県		神戸市		姫路市		尼崎市		明石市		西宮市		加古川市		宝塚市		小計①	
測 定 地 点 数		2		29		9		15		8		5		10		6		5		89	
項 目	区 分	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数
カドミウム		1	0	29	0	9	0	15	0	8	0	5	0	10	0	6	0	5	0	88	0
全シアン		1	0	29	0	9	0	15	0	8	0	5	0	10	0	6	0	5	0	88	0
鉛		－	－	29	0	9	0	15	1	8	0	5	0	9	0	5	0	5	0	85	1
六価クロム		1	0	29	0	9	0	15	0	8	0	5	0	10	0	6	0	5	0	88	0
砒素		－	－	29	0	9	0	15	0	8	0	5	0	9	0	6	0	4	0	85	0
総水銀		1	0	29	0	9	0	15	0	8	0	5	0	10	0	6	0	5	0	88	0
アルキル水銀		－	－	29	0	－	－	15	0	8	0	5	0	－	－	6	0	5	0	68	0
ＰＣＢ		1	0	29	0	9	0	15	0	8	0	5	0	10	0	6	0	5	0	88	0
ジクロロメタン		1	0	29	0	9	0	15	0	8	0	5	0	10	0	6	0	5	0	88	0
四塩化炭素		1	0	29	0	9	0	15	0	8	0	5	0	10	0	6	0	5	0	88	0
クロロエチレン		1	0	29	0	9	0	15	0	6	1	5	0	9	0	5	0	5	0	84	1
1,2-ジクロロエタン		1	0	29	0	9	0	15	0	8	0	5	0	10	0	5	0	5	0	87	0
1,1-ジクロロエチレン		1	0	29	0	9	0	15	0	6	0	5	0	9	0	5	0	5	0	84	0
1,2-ジクロロエチレン		－	－	29	0	9	0	15	0	6	0	5	0	9	0	5	0	5	0	83	0
1,1,1-トリクロロエタン		1	0	29	0	9	0	15	0	6	0	5	0	10	0	5	0	5	0	85	0
1,1,2-トリクロロエタン		1	0	29	0	9	0	15	0	6	0	5	0	10	0	6	0	5	0	86	0
トリクロロエレン		1	0	29	0	9	0	15	0	6	0	5	0	9	0	5	0	5	0	84	0
テトラクロロエレン		1	0	29	0	9	0	15	0	6	0	5	0	9	0	5	0	5	0	84	0
1,3-ジクロロプロペン		1	0	29	0	9	0	15	0	8	0	5	0	10	0	6	0	5	0	88	0
チウラム		1	0	29	0	9	0	15	0	8	0	5	0	10	0	6	0	5	0	88	0
シマジン		1	0	29	0	9	0	15	0	8	0	5	0	10	0	6	0	5	0	88	0
チオベンカルブ		1	0	29	0	9	0	15	0	8	0	5	0	10	0	6	0	5	0	88	0
ベンゼン		1	0	29	0	9	0	15	0	8	0	5	0	10	0	6	0	5	0	88	0
セレン		1	0	29	0	9	0	15	0	8	0	5	0	10	0	6	0	5	0	88	0
硝酸・亜硝酸性窒素		2	0	29	1	9	0	15	0	8	0	5	0	10	0	6	1	5	0	89	2
ふっ素		1	0	29	1	8	0	15	1	8	0	5	0	9	3	6	0	3	0	84	5
ほう素		1	0	29	0	9	0	15	0	8	0	5	0	10	0	6	0	4	0	87	0
1,4-ジオキサン		1	0	29	0	9	0	15	0	8	0	5	0	10	0	6	0	5	0	88	0
合 計		2	0	29	2	9	0	15	2	8	1	5	0	10	3	6	1	5	0	89	9

※ 超過地点数の合計は、各項目超過地点数の延べ数である。

(2) 地下水質調査機関別測定地点数総括表（継続監視調査）

調 査 種 別	継 続 監 視 調 査																		合 計 ①+②					
調 査 機 関	国土交通省		兵庫県		神戸市		姫路市		尼崎市		明石市		西宮市		加古川市		宝塚市				太子町		小計②	
測 定 地 点 数	2		26		6		10		2		7		20		10		4		6		93		182	
区 分 項 目	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数	総 地 点 数	超 過 地 点 数
鉛	1	0	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	12	0	8	1	-	-	-	-	22	2	107	3
砒素	2	1	-	-	2	2	6	6	-	-	-	-	12	3	4	1	2	1	-	-	28	14	113	14
四塩化炭素	-	-	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	89	0
クロロエチレン	-	-	21	0	2	0	-	-	2	1	7	1	20	1	8	0	-	-	-	-	60	3	144	4
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	-	-	6	0	-	-	-	-	13	0	100	0
1,1-ジクロロエタン	-	-	21	0	2	0	1	0	2	0	7	0	20	0	8	0	-	-	-	-	61	0	145	0
1,2-ジクロロエタン	-	-	21	1	2	0	1	0	2	0	7	1	20	1	8	0	-	-	-	-	61	3	144	3
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	21	0	-	-	-	-	2	0	7	0	2	0	8	0	-	-	5	0	45	0	130	0
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0	7	0	2	0	4	0	-	-	6	0	21	0	107	0
トリクロロエタン	-	-	21	3	2	1	1	0	2	0	7	3	20	0	8	0	-	-	6	0	67	7	151	7
テトラクロロエタン	-	-	21	8	2	1	1	1	2	0	7	2	20	1	8	0	-	-	-	-	61	13	145	13
硝酸・亜硝酸性窒素	-	-	5	3	-	-	2	1	-	-	-	-	2	1	4	0	-	-	-	-	13	5	102	7
ふっ素	-	-	-	-	4	4	1	1	-	-	-	-	17	9	-	-	4	2	-	-	26	16	110	21
ほう素	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	3	2	90	2
合計	2	1	26	15	6	10	10	9	2	1	7	7	20	16	10	2	4	4	6	0	93	65	182	74

※ 超過地点数の合計は、各項目超過地点数の延べ数である。

(3) 概況調査で令和6年度に環境基準を超過した地点

市 町 名	地 区 名
姫路市	飾東町塩崎
姫路市	豊富町豊富
尼崎市	杭瀬南新町
西宮市	学文殿町2丁目
西宮市	段上町7丁目
西宮市	山口町名来2丁目
加古川市	平岡町土山
洲本市	池内
淡路市	尾崎

(4) 地下水質継続監視調査(汚染地区調査)結果総括表①

	地区名	MESH 番号	鉛		砒素		四塩化炭素		クロロエチレン		1,2-ジクロロ エタン		1,1-ジクロロ エチレン		1,2-ジクロロ エチレン		1,1,1-トリクロロ エタン		1,1,2-トリクロロ エタン		トリクロロ エチレン		テトラクロロ エチレン		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素	
			mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n
神戸市	東灘区本山北町	0131			0.031	1/1																				2.1	1/1			
	垂水区舞子台	0381							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	0.008	0/1					0.001	0/1	0.019	1/1						
	中央区磯上通	0418	0.013	1/1					<0.0002	0/1			<0.01	0/1	0.009	0/1					0.038	1/1	0.0047	0/1						
	北区山田町	0424																								3.7	1/1			
	北区上津台	0517																								1.7	1/1			
	北区道場町	0529			0.034	1/1																					3.8	1/1	1.6	1/1
姫路市	飾東町豊国	0700																							16	1/1				
	飾東町塩崎	0700																									1.2	1/1		
	山田町西山田	0741			0.018	1/1																								
	的形町の形	0969			0.014～ 0.019	2/2																								
	飾磨区西浜町一丁目	0975			0.031	1/1																								
	飾磨区西浜町二丁目	0975			0.037	1/1																								
	四郷町本郷	0989																							5.5	0/1				
	御国野町御着	0989			0.014	1/1																								
伊伝居	1008											<0.01	0/2	<0.004	0/2					<0.001	0/2	0.011～ 0.019	2/2							
尼崎市	南塚口町	0146							0.0049	1/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	東塚口町	0147							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	0.013	0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	0.003	0/1	0.0022	0/1						
明石市	大久保町	0607							<0.0002～ 0.0009	0/6	<0.0004	0/6	<0.01	0/6	<0.004～ 0.059	1/6	<0.0005	0/6	<0.0006	0/6	<0.001～ 0.038	1/6	<0.0005～ 0.51	2/6						
	魚住町	0635							0.0011～ 0.02	1/2	<0.0004	0/2	<0.01	0/2	0.25～ 0.42	2/2	<0.0005～ 0.0005	0/2	<0.0006	0/2	0.76～1.2	2/2	8.7～15	2/2						
	藤江	3298							<0.0002	0/6	<0.0004	0/6	<0.01	0/6	<0.004～ 0.032	0/6	<0.0005	0/6	<0.0006	0/6	<0.001～ 0.15	2/6	<0.0005	0/6						
西宮市	東町1丁目	0133	<0.001	0/1	0.052	1/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.1	0/1		
	津門西口町	0143	<0.001	0/1	<0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.32	0/1		
	津田町	0143	0.001	0/1	0.002	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.4	0/1		
	高畑町	0144	0.002	0/1	0.002	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.85	1/1		
	瓦林町	0144	0.002	0/1	0.1	1/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.65	0/1		
	二見町	0144	<0.001	0/1	<0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.75	0/1		
	西平町	0153	<0.001	0/1	<0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.12	0/1		
	高木東町	0154	<0.001	0/1	<0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.93	1/1		
	下大市東町	0154	<0.001	0/1	0.003	0/1			<0.0002～ 0.063	2/5			<0.01	0/5	<0.004～ 0.094	2/5	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.001～ 0.004	0/5	<0.0005～ 0.0096	0/5			0.7	0/1		
	大島町	0154	<0.001	0/1	0.005	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1.1	1/1		
	若山町	0154	<0.001	0/1	0.12	1/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1.1	1/1		
	門前町	0154	0.001	0/1	<0.001	0/1			<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1.1	1/1		
	仁川町3丁目	0164							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1.1	1/1		

(4) 地下水質継続監視調査(汚染地区調査)結果総括表②

	地区名	MESH 番号	鉛		砒素		四塩化炭素		クロロエチレン		1,2-ジクロロ エタン		1,1-ジクロロ エチレン		1,2-ジクロロ エチレン		1,1,1-トリクロロ エタン		1,1,2-トリクロロ エタン		トリクロロ エチレン		テトラクロロ エチレン		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素	
			mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n
西宮市 (つづき)	段上町2丁目	0164							<0.0002	0/4			<0.01	0/4	0.006~ 0.065	1/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.001~ 0.004	0/4	0.0067~ 0.21	3/4						
	段上町3丁目	0164							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1.3	1/1		
	生瀬町2丁目	0183							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			1.3	1/1		
	山口町金仙寺	0190							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1	8.7	0/1				
	山口町上山口1丁目	0499							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1			0.93	1/1		
	山口町名来2丁目	0509							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1					<0.001	0/1	<0.0005	0/1	14	1/1	0.67	0/1		
洲本市	五色町都志	3341																						<0.055	0/1					
	五色町鮎原	3343																						0.065	0/1					
芦屋市	茶屋之町	0132							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	0.0011	0/1						
伊丹市	昆陽	0165							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	昆陽北	0165							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	東野	0176				<0.0002	0/1		<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	<0.0005	0/1						
	下河原	0177							<0.0002	0/2			<0.01~ 0.02	0/2	<0.004	0/2	0.014~ 0.088	0/2			<0.001~ 0.001	0/2	0.0009~ 0.017	1/2						
豊岡市	新田	2213			0.022	1/1																								
	幸町	2222	0.001	0/1	<0.001	0/1																								
加古川市	平岡町土山	0635							<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.01	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2			<0.001	0/2	<0.0005	0/2	1.2~2.2	0/2				
	尾上町池田	0643	<0.001	0/2	<0.001~ 0.003	0/2			<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.01	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.001	0/2	<0.0005	0/2						
	尾上町長田	0643	<0.001~ 0.001	0/2	<0.001~ 0.15	1/2			<0.0002~ 0.0013	0/2	<0.0004	0/2	<0.01	0/2	<0.004~ 0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.001	0/2	<0.0005	0/2						
	野口町水足	0654	<0.001	0/2					<0.0002	0/2			<0.01	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2			<0.001	0/2	<0.0005~ 0.0006	0/2	1.4~2.5	0/2				
	志方町上富木	0683	0.16	1/1																										
	志方町上富木	0683	0.001	0/1																										
宝塚市	仁川高台	0164			<0.001~ 0.027	1/2																				0.57~ 7.2	1/2	<0.05~ 4.1	1/2	
	高松町	0174																								0.76	0/1			
	武庫山	0183																								3.9	1/1			
三木市	平井	0480							0.0003	0/1			<0.01	0/1	0.019	0/1	<0.0005	0/1			0.1	1/1	0.25	1/1						
	福井	0679							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	0.005	0/1	<0.0005	0/1			0.001	0/1	0.0056	0/1						
高砂市	米田町塩市	0662																							11	1/1				
小野市	小野地区	0707							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	0.0072	0/1						
加西市	北条町北条	0753							<0.0002	0/1			<0.01	0/1	0.018	0/1	<0.0005	0/1			0.004	0/1	0.0061	0/1						

(4) 地下水質継続監視調査(汚染地区調査)結果総括表③

	地区名	MESH 番号	鉛		砒素		四塩化炭素		クロロエチレン		1,2-ジクロロ エタン		1,1-ジクロロ エチレン		1,2-ジクロロ エチレン		1,1,1-トリクロロ エタン		1,1,2-トリクロロ エタン		トリクロロ エチレン		テトラクロロ エチレン		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素		
			mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L
南あわじ市	松帆	3599																							16	1/1					
宍粟市	山崎町須賀沢	1092								<0.0002	0/2		<0.01	0/2	<0.004~ 0.004	0/2	<0.0005	0/2			<0.001	0/2	0.0016~ 0.0077	0/2							
加東市	高岡	0746								<0.0002~ 0.0003	0/3		<0.01	0/3	0.004~ 0.052	1/3	<0.0005~ 0.0007	0/3			0.001~ 0.013	1/3	0.012~0.21	3/3							
たつの市	揖保川町新在家	0991								<0.0002	0/1		<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	0.047	1/1							
	揖保川町正條	0991								<0.0002	0/1		<0.01	0/1	<0.004	0/1	<0.0005	0/1			<0.001	0/1	0.029	1/1							
	神岡町追分	1032																							11	1/1					
播磨町	野添北	0635								<0.0002	0/1		<0.01	0/1	0.012	0/1	<0.0005	0/1			0.043	1/1	<0.0005	0/1							
市川町	美佐	2810								<0.0002	0/3		<0.01	0/3	<0.004~ 0.005	0/3	<0.0005	0/3			<0.001~ 0.006	0/3	<0.0005~ 0.041	1/3							
太子町	竹広	0983															<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1									
	福地	0992															<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1									
	老原	0992															<0.0005	0/1	<0.0006	0/2	<0.001	0/2									
	下阿曾	0992															<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1									
	松ヶ下	1003															<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1									
合計				2/22		14/28		0/1		4/73		0/20		0/75		7/75		0/58		0/34		9/81		18/75		5/13		16/26		2/3	77/584

m:環境基準超過検体数、n:検体数

<参考>

令和6年度継続監視調査実施市町(地区数)

神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	洲本市	芦屋市
6	9	2	3	19	2	1

伊丹市	豊岡市	加古川市	宝塚市	三木市	高砂市	小野市
4	2	6	3	2	1	1

加西市	南あわじ市	宍粟市	加東市	たつの市	播磨町	市川町
1	1	1	1	3	1	1

太子町
5

22 市町
75 地区

表14 ダイオキシン類調査結果（大気）

	大気中濃度 (pg-TEQ/m ³)																	
	8月	2月	R6年度 年平均値	R5年度 年平均値	R4年度 年平均値	R3年度 年平均値	R2年度 年平均値	R1年度 年平均値	30年度 年平均値	29年度 年平均値	28年度 年平均値	27年度 年平均値	26年度 年平均値	25年度 年平均値	24年度 年平均値	23年度 年平均値	22年度 年平均値	21年度 年平均値
芦屋市 山手小学校 ※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.012	-	0.020	-
伊丹市 消防局 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.018	0.027	0.015	0.140	0.095	0.063	0.036
宝塚市 よりあいひろば	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.016	-	0.015
川西市 市保健センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.014	-	0.014
三田市 市役所測定局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.012	-	0.012	-
高砂市 市役所測定局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.033	0.031	0.025	0.034	0.036	0.026
播磨町 町役場測定局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三木市 市役所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.016	-	-	-
西脇市 西脇市役所 ※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.015	-	0.015	0.014	0.017	0.017	0.024
たつの市 市役所測定局	-	-	-	0.018	-	0.013	-	0.013	-	0.016	-	0.020	-	0.020	0.032	0.025	0.023	0.025
赤穂市 市役所測定局	-	-	-	-	0.016	-	0.017	-	0.012	-	0.012	-	-	-	-	-	-	0.016
太子町 町役場測定局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.026	-
宍粟市 山崎市民局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.013	-	-
豊岡市 豊岡総合庁舎	0.0036	0.0048	0.0042	-	-	0.003	-	-	0.007	-	-	-	0.015	0.007	0.009	0.013	0.015	0.010
丹波市 柏原総合庁舎測定局	-	-	-	-	0.005	-	-	0.0075	-	-	0.0075	-	0.0120	0.0290	0.0088	0.0100	0.0100	0.0090
洲本市 洲本総合庁舎	-	-	-	0.010	-	-	0.020	-	-	0.014	-	0.014	-	0.010	0.015	0.023	0.030	0.014
年平均値の平均値			0.0042	0.014	0.010	0.008	0.018	0.010	0.010	0.015	0.010	0.017	0.022	0.018	0.028	0.025	0.025	0.019

※1 平成13年度までは、山手小学校校舎建て替えのため朝日ヶ丘小学校で測定。

※2 平成13年度までは、伊丹市役所で測定。

※3 平成21年度までは、西脇市保健福祉公社（旧 西脇健康福祉事務所）で測定。

※4 兵庫県実施分のみ記載。

注1）各異性体実測定量下限値：0.01～0.05 pg/m³、検出下限値未満は検出下限値の1/2で算出。

毒性等価係数WHO-TEFは平成17年度まではTEF(1998)、平成18年度からはTEF(2006)を使用。

注2）平成14年度からサンプリング期間が1週間となっている。

【参考】令和5年度 ダイオキシン全国環境調査結果(単位:pg-TEQ/m³)

環境媒体	最小値	最大値	平均値
大気(521地点)	0.0025	0.13	0.013

表15 ダイオキシン類調査結果(河川)

水域名	地点名	所在市町	ダイオキシン類	
			水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
法華山谷川	千鳥大橋		0.08	1.2
別府川	十五社橋	加古川市	0.06	2

表16 ダイオキシン類調査結果(海域)

水域名	地点名	ダイオキシン類	
		水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
大阪湾	津名港内	0.07	5.3
山陰海岸東部西部	津居山港内	0.05	0.97

【参考】

令和5年度 ダイオキシン全国環境調査結果(環境省及び国土交通省実施)

水質・底質のダイオキシン類濃度

環境媒体	最小値	最大値
公共用水域 水質 (地点数 1,304)	0.0081	2.9
公共用水域 底質 (地点数 1,145)	0.0092	410

(水質 : pg-TEQ/L、底質 : pg-TEQ/g)

環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年5月環境庁告示第 25 号、ただし二酸化窒素については昭和 53 年7月告示、ベンゼン・テトラクロロエチレンについては平成9年2月告示、ジクロロメタンについては平成 13 年4月告示、微小粒子状物質については平成 21 年9月告示、トリクロロエチレンについては平成 30 年 11 月告示)

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	微小粒子状物質
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- [備考] 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。
- 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正令和7年3月31日環境省告示第35号)

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L以下	規格K0102-3 24.3(24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法

ふっ素	0.8 mg/L以下	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸10ml、りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものをうい、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。)及び5.5に定める方法
ほう素	1 mg/L以下	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

②生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

α 河川(湖沼を除く。)

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素 イオン 濃度 (pH)	生物化学 的酸素 要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100ml 以下	1 千種川上流(千種町室橋から上流) 2 岸田川上流(岸田川発電所放流水合流点より上流) 3 矢田川上流(秋岡橋より上流)
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100ml 以下	1 猪名川上流(箕面川合流点より上流) 2 武庫川上流(三田市大橋より上流) 3 加古川上流(篠山川合流点より上流) 4 市川上流(仁豊野橋より上流) 5 夢前川上流(蒲田橋より上流) 6 揖保川上流(林田川合流点より上流) 7 千種川下流(千種町室橋から下流) 8 円山川上流(出石川合流点より上流) 9 岸田川下流(岸田川発電所放流水合流点より下流) 10 矢田川下流(秋岡橋より下流) 11 竹野川(全域) 12 佐津川(全域)

B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU /100ml 以下	1 猪名川下流(1)(箕面川合流点より下流及び藻川。ただし、藻川分岐点から藻川合流点を除く。) 2 神崎川(安威川、猪名川を除く神崎川) 3 武庫川中流(三田市大橋より仁川合流点まで) 4 明石川上流(伊川合流点より上流) 5 加古川下流(篠山川合流点より山陽線鉄橋まで) 6 加古川下流(山陽線鉄橋より下流) 7 市川下流(仁豊野橋より潮止えん堤まで) 8 夢前川下流(蒲田橋より潮止えん堤まで) 9 揖保川下流(林田川合流点より下流) 10 円山川下流(出石川合流点から港大橋まで) 11 志染川(吞吐ダム上流端から上流) 12 船場川上流(保城橋から上流)
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	1 武庫川下流(仁川合流点より下流) 2 明石川下流(伊川合流点より下流) 3 伊川(伊川と明石川との合流点から上流の伊川本流) 4 庄下川(本流全域) 5 昆陽川(本流全域) 6 夙川(本流全域) 7 船場川下流(保城橋から下流) 8 別府川(本流全域)
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	1 猪名川下流(2)(藻川分岐点から藻川合流点まで) 2 喜瀬川(本流全域)
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—	1 福田川(本流全域) 2 谷八木川(本流全域)
測定方法		規格 K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-1 18に定める方法	付表8に掲げる方法	規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-5 21.2、21.3、21.4及び21.5(5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 4 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。))については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。))については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
- 6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 7 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当地域
		全垂鉛	ノニルフ ェノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	猪名川(1)(ゴルフ橋より上流に限る。)
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	—
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	猪名川(2)(ゴルフ橋より下流に限る。) 神崎川(安威川及び猪名川を除く。)
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	—

測定方法	規 格 K0102-3 12.2、 12.3、 12.4 及 び 12.5 に 定 め る方法	付表 9 に 掲げる方 法	規 格 K0102-4 6.2.5 に掲 げる方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

b 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)
(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU /100ml 以下	—
A	水道2、3級 水産2級及び B以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU /100ml 以下	千苅水源池 (千苅ダムのえん堤 及びこれに接続す る陸岸に囲まれた 水域)
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 mg/L 以上	—	—

測定方法	規格 K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-1 17.2に定める方法	付表8に掲げる方法	規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-5 5.6.2（規格 K0102-5 5.6.2.7は除く。）に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。）
------	--	--------------------------	-----------	--	---

備考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml 以下とする。
- 3 水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml 以下とする。
- 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2・3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（イ）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	

I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005 mg/L以下	
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	千苺水源池(千苺ダムのえん提及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域) ただし、全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標(令和7年度)全磷0.019 mg/L
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	
測定方法		規格 K0102-2 17.3、17.4又は 17.5(17.5.3.2を 除く。)に定める 方法	規格 K0102-2 18.4(18.4.1.4のb を除く。)に定める 方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産 1 種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種 : コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下

生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5 に掲げる方法

(エ)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は付表 10 に掲げる方法
備考	1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。	

イ 海域

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	
A	水産1級 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU/100ml以下※	検 出 され ないこと。	大阪湾(3)～(5) 播磨海域(13) 播磨灘北西部 淡路島西部・南部海域 山陰海岸地先海域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検 出 され ないこと。	大阪湾(2) 洲本港(2) 播磨海域(11)、(12) 津居山港海域
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	大阪湾(1) 洲本港(1) 津名港 兵庫運河 播磨海域(1)～(10)
測 定 方 法		規 格 K0102-112に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規 格 K0102-117.2に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規 格 K0102-121.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	K0102-55.6.2(規格K0102-55.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	規 格 K0102-122.5に定める方法	

備考 1 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$\text{COD}(\text{O}_2 \text{ mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{ Na}_2 \text{ S}_2 \text{ O}_3 \times 1000 / 50$$

(a)：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(ml)

(b)：蒸留水について行った空試験値(ml)

f Na₂S₂O₃：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価

2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100ml以下とする。

3 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水産 1 級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級 : ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
Ⅱ	水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	大阪湾(ハ) 播磨灘北西部 播磨海域 (二) 淡路島西部・南部海域
Ⅲ	水産2種及びⅣ以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	大阪湾(ロ) 播磨海域 (イ)(ロ)(ハ)
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	大阪湾(イ)
測 定 方 法		規格K0102-2 17.4又は17.5 (17.5.3.2を除く。)に定める方法	規格K0102-2 18.4(18.4.1.4のbを除く。)に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される
水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保護 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基 準 値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物が生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	大阪湾(大阪湾①、②、③、④を除く全域) 播磨灘北西部(播磨灘北西部①を除く全域)
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	大阪湾①、②、③ 播磨灘北西部①

測定方法	規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定め る方法	付表 9 に掲 げる方法	規格 K0102-4 6.2.5 に定める 方法	
------	--	-----------------	-----------------------------	--

(エ)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上	—
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上	—
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上	大阪湾奥部
測定方法		規格 K0102-1 21.2、 21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は付表 10 に掲げる方法	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

(3) 瀬戸内海(兵庫県)の海域における望ましい栄養塩類の濃度
(令和元年 10 月 25 日兵庫県告示第 513 号)

項目 類型	全窒素	全りん	該当水域
Ⅱ	0.2～0.3mg/L	0.02～0.03mg/L	大阪湾(ハ) 播磨灘北西部 播磨海域(ニ) 淡路島西部・南部海域
Ⅲ	0.2～0.6mg/L	0.02～0.05mg/L	大阪湾(ロ) 播磨海域(イ)(ロ)(ハ)
Ⅳ	0.2～1mg/L	0.02～0.09mg/L	大阪湾(イ)

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月 13 日環境庁告示第 10 号、最終改正令和7年3月 31 日環境省告示第 35 号)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ぼう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
備考	
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、別途定めた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正令和7年3月31日環境省告示第37号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。	
3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。	
5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

(6) 騒音に係る環境基準

(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、最終改正令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号)

地域の 類 型	基 準 値		各類型を当てはめる地域
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	都道府県知事が指定する地域 (市の区域内は、市長が指定)
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

* 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによる。

(7) 自動車騒音に係る要請限度

(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、最終改正令和 2 年 3 月 30 日環境省令第 9 号)

	時間の区分		昼間	夜間
	区域の区分			
1	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域		65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域		70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75デシベル	70デシベル

備考 a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

- 1 a区域 専ら住居の用に供される区域
- 2 b区域 主として住居の用に供される区域
- 3 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

ただし、上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は、上表の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

(8) 道路交通振動に係る要請限度

(昭和51年11月10日総理府令第58号(振動規制法施行規則別表第2))

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル
備考 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。 1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 2 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域		

(9) 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日環境庁告示第154号、最終改正令和2年3月30日環境省告示第35号)

地域の類型		基準値
I	専ら住居の用に供される地域	57デシベル以下
II	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	62デシベル以下

※参考 平成25年3月31日まで

地域の類型		基準値 (単位WECPNL)
I	専ら住居の用に供される地域	70以下
II	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

(10) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月29日環境庁告示第46号、最終改正平成12年12月14日環境庁告示第78号)

地域の類型		基準値
I	主として住居の用に供される地域	70デシベル以下
II	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75デシベル以下

(11) ダイオキシン類に係る環境基準

(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正令和 4 年 11 月 25 日環境省告示第 89 号)

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	日本産業規格K0312Iに定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーラジジオキシンをいう。以下同じ。))及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパーラジジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。		

- (注) 1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 2 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 3 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 4 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

(参考)

用語解説

1 環境基準

「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標である。

「環境基本法」に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、地下水の水質汚濁、土壌の汚染、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音について環境基準が定められている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

2 大気汚染、自動車公害関係

(1) 大気汚染に係る環境基準の長期的評価、短期的評価

- ①長期的評価：環境基準による大気汚染の評価手法には測定結果の年間の平均値と環境基準値とを比較する年平均値と、測定結果のうち特定の値と環境基準値とを比較する年間98%値、2%除外値がある。
- ②短期的評価：環境基準値と1時間値又は1日平均値とを比較して評価する。

(2) 二酸化硫黄（ SO_2 ）

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭や重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫黄酸化物となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。硫黄酸化物のうち二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨原因物質である。

(3) 二酸化窒素（ NO_2 ）

窒素酸化物（ NO_x ）は空気中で物が燃えると必ず発生する。窒素（N）は空気中にも燃料にも含まれているが、物が燃えるときには、これが酸素（O）と結合して、一酸化窒素（NO）が発生する。一酸化窒素（NO）は不安定な物質であるため、そのほとんどは酸化されて二酸化窒素（ NO_2 ）となる。

(4) 浮遊粒子状物質（SPM : Suspended Particulate Matter）

大気中の粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下のものをいう。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ一次粒子と、排出時にガス状であった化学物質が大気中での光化学反応等により粒子化する二次生成粒子として分類される。

(5) 微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$: Particulate Matter 2.5）

大気中の粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下のものをいう。粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

(6) 光化学オキシダント（ O_x ）

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。

(7) 一酸化炭素（CO）

炭素又は炭素化合物が不十分な酸素供給の下に燃焼するか、あるいは炭酸ガスが赤熱した炭素と接触するときに生ずる無色、無臭の気体である。自動車の排気ガスに含まれて大気中へ排出される。

(8) 有害大気汚染物質

大気汚染防止法で、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義しており、ベンゼンなど23の物質が優先取組物質とされている。

(9) ベンゼン

ベンゼンは、化学工業製品の合成原料、溶剤、抽出剂等広い用途がある。また、ガソリン中にも含まれる。人に対して発ガン性を示す物質と評価されており、白血病を起こすと考えられている。主な発生源は、ベンゼンの製造施設、使用施設、保管施設の他に、コークス炉、自動車等である。

(10) トリクロロエチレン

トリクロロエチレンは、金属機械部品の脱脂洗浄剤、一般溶剤、塗料、有機合成中間体など広い用途がある。人に対して発ガン性を示す可能性の高い物質と評価され、肝がん等との関連性が報告されている。主な発生源は、トリクロロエチレンの製造施設、貯蔵施設のほか、溶媒、洗浄剤として使用する施設である。

(11) テトラクロロエチレン

テトラクロロエチレンは、ドライクリーニング用洗浄剤として用いられるとともに、プラスチック等の脱脂洗浄剤、一般溶剤のほか、有機合成中間体など広い用途がある。人に対して発ガン性を示す可能性の高い物質と評価され、肝がん等発ガン性が示唆されている。主な発生源はテトラクロロエチレンの製造施設、貯蔵施設のほか、溶媒、洗浄剤として使用する施設である。

(12) ジクロロメタン

ジクロロメタンは、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤など広い用途がある。人に対する発ガン性については、可能性を完全には除去できないが、可能性は小さいとされている。非発ガン影響としては、中枢神経に対する麻酔作用がある。

(13) 酸性雨

工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸に変化し、これらを取り込んだとみられるpHの低い（酸性度の強い）雨のこと。酸性雨により、湖沼や河川の酸性化、森林への影響などが懸念されている。

(14) アスベスト

アスベストは、石綿（いしわた、せきめん）とも呼ばれ、天然に産する繊維状水和性けい酸塩鉱物の総称。代表的なものとしてはクリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）及びアモサイト（茶石綿）がある。空気中に浮遊するアスベストを吸い込んで発生する健康被害としては、肺がんや悪性中皮腫があるが、アスベスト繊維を含んだ水を飲んだりしても、障害は発生しないとされている。

(15) 要請限度

騒音規制法、振動規制法に基づく環境省令で定める自動車騒音・振動の限度。市町村長は、この限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、公安委員会に対し措置を執るべきことを要請できる。

(16) W E C P N L (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)

航空機騒音の大きさをあらわす単位（いわゆる「うるささ指数」）。航空機騒音のピークレベルのパワー平均値と時間帯別の航空機の機数を基にして算出される。例えば夜間時間帯の航空機の機数は、昼間の10倍の重み付けをして算出される。

(17) L_{den} (エルデン)

航空機騒音の大きさをあらわす単位。騒音の総暴露量をエネルギー積分により評価する。（W E C P N Lでは騒音継続時間を20秒と仮定して算出していたが、実際の継続時間による積分算出に変更。）1回の騒音に対する暴露量に、夕方は5dB、夜間は10dBを加え、1日のエネルギーを加算し求めた総騒音暴露量を24時間で平均したもの。

(18) **dB (デシベル)**

音や振動の大きさの単位で、測定した音（振動）のエネルギーの量を基準となるエネルギー量で除したものの対数で表される。エネルギー量が2倍になれば3 dB、10倍になれば10 dB、100倍になれば20 dB増加する。

3 水質汚濁関係

(1) **生物化学的酸素要求量 (BOD: Biochemical Oxygen Demand)**

河川の汚れの度合いを示す指標で、河川水中の汚濁物質が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量を mg/Lで表したもの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

(2) **化学的酸素要求量 (COD: Chemical Oxygen Demand)**

海水や湖水の汚れの度合いを示す指標で、海水や湖水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/Lで表したもの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

(3) **硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素**

窒素化合物のうち硝酸性塩のこと。窒素肥料や家畜の糞尿、工場廃水に含まれる窒素が、環境中で微生物に分解されて生成する硝酸性窒素と、中間生成物の亜硝酸性窒素がある。

(4) **全窒素、全燐**

全窒素とは無機態窒素及び有機態窒素の総量、全燐とは無機態燐及び有機態燐の総量をいう。窒素及び燐は一次生産者である植物プランクトンの栄養として海域等の生態系維持に必要な元素で、海域等の生態系のバランスの維持にあたり必要な一要素であると考えられている。

(5) **水質目標値（下限値）（瀬戸内海（兵庫県）の海域における望ましい栄養塩類の濃度）**

瀬戸内海では、高度経済成長期に工場や家庭からの排水によって海域の富栄養化が進行し、赤潮が頻発したことで、漁業・養殖業が大きな被害を受けてきたが、水質汚濁防止法等による対策が進められた結果、陸域からの栄養塩類の流入が減少し、赤潮の発生も減少してきた。しかし、1990年代後半から海域の窒素やリンの濃度が低下し、養殖ノリの色落ち被害だけでなく、漁獲量の減少につながっている可能性が指摘されている。

このような状況を踏まえ、兵庫県では令和元（2019）年10月に「環境の保全と創造に関する条例」を改正し、全国で初めて海水中の全窒素及び全リンの濃度の水質目標値（下限値）を設定し、豊かな生態系を確保する上で望ましい濃度として瀬戸内海の全窒素・全リン濃度が水質目標値（下限値）と環境基準との間で適切な濃度となるよう、毎年度目標管理を行うこととした。

4 ダイオキシン類関係

(1) **ダイオキシン類**

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)という化学物質をあわせたものを「ダイオキシン類」と呼ぶ。

これらは、炭素(C)、水素(H)、塩素(Cl)からできており、それぞれの分子の結合の仕方によって、多くの異性体が存在する。このうち、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンが最も毒性が強い。

(2) **毒性等量 (TEQ: Toxicity Equivalency Quantity)**

ダイオキシン類には多くの異性体が存在し、異性体毎に毒性が大きく異なるため、最も毒性の強いダイオキシン（2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン）の毒性を1とし、各異性体の毒性等価係数（TEF: Toxicity Equivalency Factor）に各異性体の濃度をかけて表したもの。